

令和 8 年 3 月 13 日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎下村委員長 最初に、皆様に御連絡がございます。本日の委員会終了後、岡崎委員も加われたことですので、委員会の写真を撮りたいと思います。つきましては、委員会終了後も着席のまましばらくお待ちいただければと思います。

本日の委員会は昨日に引き続き、付託事件の審査等についてであります。

《子ども・福祉政策部》

◎下村委員長 最初に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、報告事項の「第 5 期日本一の健康長寿県構想バージョン 3 (案) について」は、予算議案と併せて説明を受けることにいたしますので御了承願います。

◎西村子ども・福祉政策部長 それでは総括の説明をします。

資料の 2 ページです。令和 8 年度の子ども・福祉政策部当初予算 (案) についてです。

まず、左上 1 の当部の令和 8 年度予算の基本的な考え方につきましては、第 5 期日本一の健康長寿県構想を推進しますとともに、出会いの機会の拡充や男性育児休業の取得促進による「共働き・子育て」の生活スタイルの普及など、元気な未来創造戦略を推進してまいります。あわせて、災害発生時に備え要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、被災者支援の体制づくりを進めてまいります。

右側の 2 当初予算の状況にあります。人件費を含む当初予算の総額は、特別会計を含め 420 億 8,700 万円、対前年度比率は 103.8%、金額で 15 億 3,000 万円余りの増となっております。これは重点支援地方交付金を活用しました経済対策のほか、社会保障関係の義務的経費などの増加によるものです。

下の 3 主な施策体系です。1 第 5 期日本一の健康長寿県構想の推進、右にあります 2 元気な未来創造戦略の推進、それから一番下ですが、3 県民の安全・安心の確保のための体制づくりの 3 つの施策にまとめております。

3 ページをお願いします。施策体系に沿って主な事業について御説明します。

まず 1 第 5 期日本一の健康長寿県構想の推進の柱 2 地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化です。

中山間地域における医療・福祉・介護サービス提供体制確保の 3 つ目のマル新であります。訪問介護サービス効率化支援事業費補助金では、中山間地域にサービス提供を行う訪問介護事業所の業務の効率化を図るため、介護記録の音声入力ソフトの導入費用を支援します。

その下の福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の1つ目のマル拡ですが、介護事業所生産性向上支援事業委託料では、ワンストップ型の総合相談窓口である「こうち介護生産性向上総合支援センター」における相談支援や、デジタル化・協働化への伴走支援などによりまして、介護現場の生産性向上を支援いたします。

その下のマル新、介護支援専門員相談支援事業等委託料では、介護支援専門員、ケアマネジャーの育成と確保に向けまして、相談窓口の設置や復職支援、資質向上のための研修の取組を支援してまいります。

右上ですが、障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくりの1つ目のマル新です。障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金では、物価上昇の影響がある中で、災害時など将来的に必要となる設備、備品や、入所施設などの食料品等の購入を支援するものです。

4ページをお願いします。柱3 こどもまんなか社会の実現のうち中段、厳しい環境にある子供たちへの支援のマル拡、こどもの権利擁護環境整備事業委託料ですが、子供の権利擁護の推進のため、意見表明等支援員が児童養護施設などの子供の意見や意向を聴取し、関係機関への意見表明等を支援するものです。

その下、柱4「高知型地域共生社会」の推進のうち、1つ目のマル拡、重層的支援体制整備事業交付金では、市町村の包括的な支援体制の整備を支援するため、介護、障害、子供、生活困窮の4分野の相談支援や、地域づくりに係る既存の補助金などを一括交付します。対象となる市町村は、本年度の8市町から17市町村に拡大する予定です。

その右側のマル新、地域活動推進事業費補助金では、「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体が行う、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動の実施を支援するものです。

5ページをお願いします。2 元気な未来創造戦略の推進です。県政の最重要課題である人口減少問題に対応するため、高知県元気な未来創造戦略に基づき、女性活躍の環境づくりのほか、出会いや結婚、妊娠出産、子育ての希望をかなえる施策や共働き・共育ての県民運動と意識改革を推進してまいります。

1つ目の女性活躍の環境づくりの推進のマル拡、人材育成事業等委託料では、多様で柔軟な働き方につながりますよう、非正規雇用等の女性を対象に、デジタル技術の習得支援によるスキルアップを図りますとともに、就職先とのマッチング支援を行います。

その下、結婚の希望をかなえるの1つ目のマル拡、出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託料では、民間マッチングアプリ事業者との連携や大規模恋活イベントの実施などを通じまして、様々な出会いの機会を提供してまいります。

右側の2つ目のマル新、ライフデザイン支援事業委託料では、ライフプラン作成セミナーの開催やポータルサイトの構築等によりまして、若い世代が将来に希望を持ってライフ

デザインを描けるように支援をまいります。

その下、こどもを生み、育てたい希望をかなえるの左側の2つ目のマル拡、こども・子育て応援環境整備事業費補助金では、子供用の備品の購入など、子育て家庭に優しい環境整備に加え、新たに屋内の遊び場整備などに取り組む事業者に対して補助を行います。

右側のマル拡、妊産婦通院等支援事業費補助金では、妊産婦等の経済的負担の軽減を図りますため、遠方の産婦人科等で不妊治療や妊婦健診等を受診する場合の交通費を助成するものであります。

6ページをお願いします。「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進の右側のマル新、こうち男性育休推進企業奨励給付金では、男性育休の取得促進を通じまして、生産性向上に向けた働き方改革に取り組む事業者支援金を給付するものです。

その下、3県民の安全・安心の確保のための体制づくり等では、第6期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、能登半島地震を踏まえた要配慮者対策を着実に推進します。

左側の2つ目のマル新、災害中間支援組織事務局運営委託料では、NPO等の災害ボランティア団体の受入調整を行います「災害中間支援組織」を設置をしまして、平時から関係団体との連携強化と人材育成を推進してまいります。

令和8年度当初予算（案）の概要については以上であります。

次の7ページをお願いします。こちらは令和7年度一般会計補正予算について、補正予算総括表により説明します。一般会計補正予算は、一番下にありますが14億9,700万円余りの増額補正をお願いするものです。主な増額補正は、障害者自立支援給付費負担金の見込みが上回ったことや、国の補正予算対応などによるものです。また、減額補正は、施設整備の補助などが当初の見込みを下回ったことなどによるものです。特別会計の補正予算の説明と併せまして、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明します。

8ページをお願いします。条例議案です。このページは議案目録から抜粋をしております。当部の所管は第46号、第57号の2件となっております。各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明します。

9ページをお願いします。令和8年度組織改正の概要であります。まず戦略的に人口減少対策を推進するため、総合企画部に新たに設置する元気な未来創造課、出会い・共育て推進室に子育て支援課の少子化対策業務と人権・男女共同参画課の共働き・共育て関係業務を移管します。

次に2番目のいきいきと生活ができる高知の実現ですが、介護現場の生産性の向上と介護サービスの継続を図り、業務の効率化や協働化の取組などの支援を強化するため、職員を1名増員し長寿社会課の体制を強化するものです。

最後に一番下ですが、安全・安心な高知の実現では、災害時にボランティア活動の支援や被災者の見守り活動等の担い手となる高知県社会福祉協議会に職員を派遣して、連携体

制を強化します。

当部の組織改正についての説明は以上です。

続いて、資料はありませんが報告事項が2件あります。1つ目は第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3（案）について、2つ目はこうち男女共同参画プラン（案）についてです。第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3（案）につきましては、予算議案と併せて担当課長から御説明します。また、こうち男女共同参画プラン（案）につきましても、担当課長から御報告します。

最後に10ページ以降ですけれども、当部で所管しています審議会等の開催状況です。令和7年12月定例会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和8年2月と記載しています高知県社会福祉審議会など、9件です。審議会等につきましては、一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また審議会等を構成する委員の名簿を一覧表の後に添付しています。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎下村委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎市川地域福祉政策課長 当課の令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算につきまして御説明します。なお、報告事項の第5期日本一の健康長寿県構想（案）につきましては、当初予算と関連しますので、当初予算の中で御説明します。

まず、令和8年度一般会計当初予算です。議案説明書から抜粋した資料に沿って主な事業について御説明します。

資料2ページをお願いします。説明欄中ほどの3地域福祉事業費の1行目、成年後見人支援事業委託料は、認知症や障害などによって財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える成年後見制度について、その利用を促進するため市町村の体制の整備や専門職等とのネットワークづくりを支援するものです。来年度は、弁護士や司法書士といった専門職ではない一般の方による後見人、いわゆる市民後見人などを養成する研修を実施いたします。

2行下、高知県社会福祉協議会活動費補助金と、その下の生活福祉資金貸付事業費補助金、さらにその下の福祉サービス利用支援事業費補助金は、高知県社会福祉協議会の運営費等の補助のほか、当協議会が実施する生活福祉資金の貸付事業や、加齢や障害などにより判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用等を支援する事業に助成するものです。

次のページをお願いします。上から3行目の5支え合いの地域づくり事業費と少し下の6あったかふれあいセンター事業費につきましては、日本一の健康長寿県構想で御説明します。

次のページをお願いします。まず、支え合いの地域づくり事業費に関しまして、「高知型地域共生社会」の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の整備と支え合いの地域づくりです。第5期構想では、高知型地域共生社会の推進を分野横断的な柱に位置づけて取組を進めております。

右側の令和8年度の取組みを御覧ください。

まず（1）たて糸の多機関協働型の包括的な支援体制づくりです。

1つ目のマル拡です。今回新たに多機関協働による支援につながったケース件数をKPIに設定しましたが、市町村の困難事例への支援の状況等を把握し、ほかの市町村の参考となる好事例を横展開することで、県全体の底上げにつなげてまいります。

3つ目のマル拡です。南海トラフ地震などの大規模災害に備え、被災者の生活再建のための災害ケースマネジメントに役立てられるよう、平時から防災部署などを交えた重層的な支援体制の構築を市町村に働きかけてまいります。

続いて（2）よこ糸の「つながり」を実感できる地域づくりです。

まず、①人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくりでは、高知家地域共生社会推進宣言企業等に多く参加いただいています孤独・孤立対策プラットフォームなどを活用して、宣言企業などが実施している地域活動などの事例を共有し、こうした取組の拡大を図ってまいります。

次のマル新では推進宣言企業が新たに取り組む地域住民の交流機会の創出につながる地域活動等を支援することで、こうした取組の拡大を図り、人と人とのつながりの創出や交流を促進してまいります。

次のページをお願いします。あったかふれあいセンターの整備と機能強化です。左下のイメージ図を御覧ください。あったかふれあいセンターは、高知型地域共生社会の拠点として、幅広い世代に地域のニーズに応じて集いや相談・訪問・つなぎ、生活支援など多用途で活用されています。

課題としましては、地域のニーズに応じて活動していますが、利用者の約6割が高齢者となっています。フレイルや介護予防、高齢者の生活支援には一定の効果があると思いますが、地域共生社会の拠点としては、もう少し幅広い層で活用いただきたい。また、そのためには取組事例の共有などが必要と考えております。加えて地域課題が複雑化、複合化し、支援ニーズが多様化していることから、今後は福祉分野以外の社会資源との連携が必要になってくると考えています。

こうした課題を踏まえ、令和8年度の取組としまして、まず（1）幅広い世代に利用される拠点としての活動の1つ目の丸、より幅広い世代に活用されるようセンター職員同士の交流の機会、顔の見える関係づくりの機会を設けたいと考えています。各センターともに、地域のニーズに応じてアイデアを出しながら様々な取組をしていただいておりますの

で、こうした機会を設けることで、お互いに刺激し合い切磋琢磨していただくことを期待しています。

次に（２）地域の支え合いの体制強化です。先ほど申しましたように福祉分野以外の社会資源との連携が必要と考えています。このため福祉分野以外の社会資源との連携が図られるよう、地域で活動しているほかの団体等との顔の見える関係づくりを支援していきたいと考えています。

次のページをお願いします。再び議案説明書から抜粋した資料に沿って御説明します。

ページ中ほどの８ふくし交流プラザ管理運営費の工事監理委託料と改修工事請負費は、ふくし交流プラザの照明設備をＬＥＤに改修する工事に要する経費です。

少し下の９地域生活定着促進事業費の１行目、地域生活定着促進事業委託料は、矯正施設からの退所後などに、地域で自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害のある人に対して、居住先の確保や生活に必要な福祉サービスにつなげるなどの支援を行うものです。

次のページをお願いします。下から２行目の１２ひきこもり自立支援対策費と、次のページの中ほどになります１３生活困窮者自立支援事業費につきましては、再び長寿県構想で御説明します。

まず、ひきこもりの人等への支援の充実です。現状と課題に記載していますように、ひきこもりの人、あるいは世帯への支援は多面的かつ長期間の支援が必要となることが多いため、実効性のある支援体制とすること、また、支援者が疲弊しないよう支援者を支援する取組を拡充する必要があります。

こうしたことを踏まえまして令和８年度の取組では、まず、新たな取組としまして、実際の相談事例への対応を通じたＯＪＴや、アドバイザーによるフォローアップを実施することにより、市町村における包括的な支援体制の構築を支援してまいります。

次のページをお願いします。生活困窮者のセーフティーネットの強化です。現状と課題に記載していますとおり、コロナ禍で実施された生活福祉資金の特例貸付について、住民税非課税などのため償還免除になった人や、償還猶予、少額返済となった人など、依然、生活に困窮している人への適切な支援が必要です。

右下の令和８年度の取り組みを御覧ください。

まず、（１）生活に困窮した人を支援する体制の整備では、自立支援体制を強化するため、県内３ブロックに配置しています地域支援監による自立相談支援機関への個別支援を継続します。また、マル拡として、自立相談支援機関の取組内容を見直し、特例貸付の償還免除者等へのアウトリーチ支援を強化します。

（２）生活困窮者自立支援制度従事者の人材育成及び多機関・多分野との連携強化では、２つ目のマル拡になります生活に困窮している人の中には、生活困窮者自立支援制度を知らない人も多くいると思われるため、困ったときに自立相談支援機関に相談できるよう、

これまで以上に制度そのものや相談窓口の周知を図ってまいります。

再び議案説明書に沿って御説明します。

説明欄、一番上の1 災害救助対策費は、高齢者や障害のある人などの要配慮者に対して、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームD W A Tの養成や、福祉避難所や社会福祉施設の防災対策に対する補助、市町村が行う個別避難計画の作成を支援する補助などです。

上から2つ目の災害中間支援組織事務局運営委託料は、災害時に支援に来る専門的な技能を有するN P Oやボランティア団体と被災者の支援ニーズとをマッチングする役割などを担う災害中間支援組織の事務局の運営を、新たに高知県社会福祉協議会に委託するものです。本県の災害中間支援組織については、高知県社会福祉協議会と共同で設置することとし、先月、設置等に関する協定を締結したところです。今後はN P Oやボランティア団体との連携構築や、発災時に災害中間支援組織の運営を担える人材の養成に取り組んでまいります。

2 災害救助基金特別会計繰出金は、災害救助法により現金及び物資により積立てが求められている災害救助基金について、最低限必要な現金保有額を維持するために、一般会計から特別会計に繰り出して基金に積み立てるものです。

以上、当課の一般会計の総額は21億9,000万円余り、前年度と比べ3億300万円余り、約16%の増となっています。

続きまして、災害救助基金特別会計について御説明します。

説明欄1 災害救助費の応急救助等委託料は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、市町村が実施する救助に要する経費をあらかじめ計上するものです。

その下の事務費は、市町村の備蓄を補完する目的で県が備蓄している水、食料、毛布の購入経費などです。

続きまして、令和7年度の一般会計と災害救助基金特別会計の補正予算につきまして御説明します。

まず一般会計です。

説明欄の上から3行目、2 地域福祉総務費の国庫支出金精算返納金は、過年度に国から受け入れた補助金の受入超過分を返還するものです。

その下、3 地域福祉事業費の高知県社会福祉協議会活動費補助金と生活福祉資金貸付事業費補助金、4 あったかふれあいセンター事業費のあったかふれあいセンター事業費補助金は、いずれも補助事業費が当初の見込みを下回ったものです。

次のページをお願いします。1 災害救助対策費の応急救助等負担金は、能登半島地震において高知市が行った救助活動に要した経費について交付するものです。

その下、国庫支出金等精算返納金は、能登半島地震の際に県内の医療機関が行った救助活動に係る経費について、石川県から概算払いを受けていた救助費用の精算に伴う返還金

です。

続きまして災害救助基金特別会計です。説明欄の1 災害救助費は、備蓄物資を入札により購入した際の入札残の分を減額するものです。

以上で地域福祉政策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 2 ページの成年後見制度の運用に当たってお聞きをしたいんですけども、後見人を認められる方について職業的な差別がないのか。この間、成年後見制度を利用している人は警備員の仕事に就けない関係の裁判があったと思うんです。そういう職業的差別に当たるような取扱いがあってはならないと特に思っていますので、県として現状どういう扱いなのか、そういうケースはないのか。その点をお聞きしたいです。

◎市川地域福祉政策課長 委員おっしゃるように、成年後見制度を利用したことによって、差別的な取扱いがされることはあってはならないことだと思いますけれども、そういった事案があるかどうかは、県では把握していません。

◎はた委員 職業的に差があるような運用の規定だとか、この職業は後見人として認められる職業だけでも、この職業は法律や条例や規定において職業的に認められないとか、そういう基準があるのかどうか。

◎市川地域福祉政策課長 成年後見制度そのものは、家庭裁判所が所管しておりまして、後見人や補佐人、補助人をつけるといった判断をされておりまして、個々の法律でどうなっているかまでは、私どもは承知をしておりません。我々はそういった成年後見制度が広く行き渡るといいですか、使いやすくなるような取組が県の役割だと理解をしています。

◎はた委員 実際に裁判事例としてニュースにもなっているので確認いただければと思うんですけども、警備員という職業が制度の運用上排除されるというニュースもありましたので、そういったことがないように、ぜひ課長の答弁のとおり広く使っていただける制度になるように、注視していただきたいと思います。

◎榎尾委員 5 ページのあったかふれあいセンターなんですけれども、先日、日高村にあります「わのわ」を視察し、地域にある資源を地域の人材で課題を見つけながら解決するという、あったかふれあいセンターのモデル的なものかなと思いながら拝見しました。「わのわ」の取組などは、あったかふれあいセンターを取り組まれている方に展開しているのでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 私も何か所かあったかふれあいセンターの視察に行ったんですが、残念ながら日高村には行ってなくて、具体的にどういうことをされているのか承知しておりません。

◎榎尾委員 実は尾崎前知事が視察に行かれて、「わのわ」の取組を、こういったものが全県下に広がったらすごくいいんじゃないかということで何か考えられていたと聞きまし

た。すごくいい取組なのでぜひともあったかふれあいセンターに「わのわ」の取組を、お伝えいただけたらと思っています。

◎はた委員 関連して。同じくあったかふれあいセンターの整備をどう充実させていくかお聞きをしたいです。あったかふれあいセンターの取組の状況として、なかなか人が集まることそのものが厳しいと。いろんな取組をするけれども、拠点として来てくださいますという事業には、なかなか人が集まってももらえない大変な面があると思うんです。そういう意味では、支え合いの担い手確保という事業もあるんですが、どうやって地域へ出てつながっていくか。あったかふれあいセンターや公民館事業だけではなくて、もっと多様な形で出ていく支援が広くこのセンターの事業には求められることだと思うんですけれども、まずその認識が県にはあるのかどうかをお聞かせください。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターの基幹的な役割といいますか、機能として集いというものがあります。集いについては、利用者は増加傾向にありまして、ざっくりとした平均の人数になりますけれども、2年前の令和5年度の実績では1日平均で大体14.9人でしたが、令和7年度の12月までの実績では15.7人と年々増えてきてはいますので、十分利用いただいていると思っております。その集いに自分で通っていただくことが難しい方については、送迎の機能もありますので、一定大丈夫かなと思います。

◎はた委員 利用が増えることは大事ないい変化だと思うんですけれども、実際利用者は同じ人が中心で、新しい参加者、また、その輪が新たに広がっていく状況にまでつながっているかどうか。そこは各現場の皆さんが本当に苦勞されているところだと思うんです。県として誰一人取り残さないと言われておりますので、この事業を通じて同じ人にとどまる。なかなか新しいところに広がっていないところを支えていくことが大事だと思うんですが、それをするためにはマンパワーが要ると。マンパワーが要るということは当然、伴う予算も要るということなんですけれども、新年度予算の中で拡充の形になっているかどうかをお聞かせください。

◎市川地域福祉政策課長 まず、委員おっしゃいました利用者があまり固定されない。もっと広く利用されるようにというところにつきましては、先ほど御説明もしましたけれども、圏域を越えて、ほかのあったかふれあいセンターでどういうことをやっているかを皆さんに好事例を知っていただく機会を設けるように今年度から取り組んでおります。あと、説明の中で言いましたが、いろんな分野の、例えば集落活動センターなどといったコラボができないかといったところは取組を進めているところです。それから運営しているスタッフの方の人件費は、令和7年度に補助基準額を見直しまして、人件費や物価が上がっていますが、十分確保できるような体制にはしています。

◎はた委員 人件費についても改善されたということですが、それが実態に見合うか。各中山間の事業を運営している皆さんの課題解決になるに見合うかというところでは

でしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 基準額を見直した今年度分の実績を見て、何か課題があればまた検討していきたいと思います。

◎はた委員 大事な取組で、ぜひこれをバージョンアップさせていくことで、中山間で最後まで安心して暮らせる基盤になるかと思うので、ここにしっかりと人と見合う予算と、また新しい人たちが支える側も、また支えられる側でも広がっていく取組をお願いしたいと思います。

◎下村委員長 今のところの関連で。あったかふれあいセンターの福祉分野以外で、社会資源との連携を図っていくとあったんですけど、先ほど答弁の中で集落活動センターの話が出ましたが、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの融合など、そこら辺の話も出てくるのかどうか。あったかふれあいセンターができてから、たしか16年か17年目になろうと思いますけれど、時代とともにどんどん変化して、地域ニーズに合わせて変わっていったと思うんです。先ほどの集落活動センターの話が出ましたので、そこら辺が今後、未来、どういう形を目指していこうとしているのか、その辺りの考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターと集落活動センター、そもそもが目的や成り立ちも違います。ただ、一方で集落活動センターは始めた当初よりは活動の幅が広がってきています。地域で自立、事業が成り立つような取組から、今は割と地域住民の生活支援の部分まで活動が広がってきています。その生活支援の部分があったかふれあいセンターと少し重なる部分がありますので、そういったところは連携してやるともっと効率的にできるんじゃないかというところはあると思いますけれども、もともとの目的と成り立ちが違いますので、それを一つに融合するところは今のところ考えていません。

◎下村委員長 自分は未来を見据えていくときに、今言われたように重ねられる部分を、いかに効率よくできるか、時代に合わせていくための取組が今後必要だと思いますので、ぜひそういった視点でも、今後も考えながらやっていただければと思うところです。

◎横山委員 先ほど委員長が言われました福祉分野以外の社会資源の連携、集落活動センターの話をされましたけれど、福祉分野以外の社会資源とは例えばどのようなものをイメージされていますか。

◎市川地域福祉政策課長 当面、頭にあるのは集落活動支援センターです。

◎横山委員 それを社会資源という書き方にしたのですか。

◎市川地域福祉政策課長 はい。

◎横山委員 集落活動センターでもよかった話だけれど、これはあえて社会資源なんですか。

◎市川地域福祉政策課長 可能性として、ほかもあるのかなということで、こういう表現

の仕方をしました。

◎横山委員 集落活動センターとあったかふれあいセンターの連携は前から議会でもいろいろ取り上げられていて、今回社会資源という書かれ方をしていたんで、何か一つターゲット的なものがあるのかなと思ったりもしたんですけど、ぜひ集落活動センターも当然ですけど、ほかに若者の団体など、いろんなものがあると思うんです。そういうところに積極的に働きかけていって、幅広い社会資源との連携を目指していただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 10ページの生活困窮者のセーフティーネットの強化に関わってお聞きします。償還免除となった方への支援とか、相談の継続ということなんですけれど、そもそも相談窓口の周知を図ることの拡充とも最後のところに出ていますけれども、こういった形で周知の拡充を図られるのでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 生活福祉資金の債権管理の業務をやっているのが、市町村社会福祉協議会になりますので、市町村社会福祉協議会から、いわゆる債務者と言われる方になると思いますが、特例貸付を利用されている方に、何か困ったことがあったら、ここにというような個別に当たることとか、あとは県の広報などを使ってお知らせすることになると思います。

◎岡田（芳）委員 物価高も続いていますし、高齢化も進んでいますので、なかなか生活大変厳しくなっていると思います。そういった方が気軽に相談できる窓口があることを広くお知らせすることは、非常に大事なことだと思うので、まずそれはやってほしいです。それととにかく自立支援をお願いします。

◎市川地域福祉政策課長 先ほど、槇尾委員から日高村の「わのわ」のお話を頂きましたけれども、「わのわ」はあったかふれあいセンターではありません。

◎岡崎委員 4ページの多機関協働型の包括的な支援体制づくりのところ、3番目のマル拡の、防災との連携による平時から災害を見越した体制の構築ですけれど、具体的にどんな形をやっていくのか。

◎市川地域福祉政策課長 大きな災害が起こった後に被災者の方が生活を建て直すときに、被災者の方あるいは世帯が抱えるいろんな課題、家の問題であるとか、高齢の方がいらっしゃるれば介護のサービスをどう受けるか、生活資金のことなど、そういうことを包括的に相談を受ける、一緒に対策を考えるのが災害ケースマネジメントだと思います。そういった取組は平時においても同じような考え方でやるべきだということが、いわゆる地域共生社会なんですけれども、包括的な支援体制なんですけど、そういった平時の取組のときから、例えば災害のときに関係してくるであろう、弁護士や司法書士といった方との関係、連携体制をつくっておくことが当面の取組になろうかと思います。

◎岡崎委員 災害が起きてすぐの状態で、そういう体制がすぐ整えられる形をつくるということですか。なかなか難しいと思うのですけれど。

◎市川地域福祉政策課長 平時からそういった多機関、多職種が連携した体制をつくって
おいて、それが当たり前のような状態にしておくことで、災害時に応用がすぐ利くといっ
た考え方ですね。

◎はた委員 私も関連して、地域共生社会の実現のところで、重層支援事業に対する国の
交付金が大幅に減ると。書かれているとおり、これに対する市町村の負担が増えるし、取
り組むに当たっては不安が増えるし、負担に対する懸念は書かれているとおりあると思う
んですが、具体的に高知県において、交付金額はどの程度影響があるのか、そこを教えて
いただきたいです。

◎市川地域福祉政策課長 トータルでどれぐらいかは、手元に今ないので分かりません。
交付金の額が人口規模によって変わってきますけれども、例えば1万人未満の人口規模の
市町村で、令和7年度の基準額が1,500万円でした。令和8年度になりますと、いろんな加
算がついて総額になりますけれども1,540万円、少しアップはしますが、これはあくまでも加
算がついた場合です。加算がつかないと1,100万円になりますので、少し目減りをする格好
になります。その次の1万人から3万人未満の自治体ですと、令和7年度が1,800万円であ
ったものが、令和8年度は本体で1,300万円、加算がつきますと1,820万円という見直しに
なっています。

◎はた委員 このままいくと、高知県型地域共生社会を進めていくために、国の交付金減
額の問題がすごく足かせになる、取り組みにくくなると思うんです。こういうときに高知
型と言われているので、県としてちょうちょさせない、諦めさせない、高知県型の地域共
生社会を前に進める対策がないといけないと思うんですけれども、どうやって市町村をち
ょうちょさせずに後押しするのか。新年度の取組をお聞かせいただきたい。

◎市川地域福祉政策課長 重層的支援体制整備事業の国のお金を使うか使わないかは置い
ておいて、使わなくても包括的な支援体制ができるような体制をつくっていく、そこが
大事だと思っています。そこに対してなかなか取組が進みにくいいわゆる小規模な町村に
なると思いますけれども、そういったところについては高知県社会福祉協議会と一緒に今
までも支援してきましたけれども、より丁寧にやっていきたいとは思っています。アド
バイザーを派遣したり、ほかの先行事例を紹介したりして、いわゆる伴走型の支援を今後
もやっていきたいと思っています。

◎はた委員 国の交付金額の減少に対する影響がないように、課長の言われた取組で、ぜ
ひとも進めていただきたいです。あわせて、K P Iの目標として、多機関の支援につな
がっていくケースを増やしていきたいという目標を持たれているんですが、その目標値が
50%でいいとなっているんですけれども、支援をつなげる必要があれば、50%ではなくて
100%近く目指していくのが目指す形じゃないかと思ったので、なぜ目標値が50%でいい
のか、この意味について教えていただきたいです。

◎市川地域福祉政策課長 50%とおっしゃっているのは、社会活動参加率ですか。

◎はた委員 そうです。

◎市川地域福祉政策課長 社会活動参加率は、地域の方が例えばPTAの会や、ボランティア活動であるとか、地域のいろんな活動に参加をしている率です。100%が望ましいですけれども、当面50%を目指していく目標設定をしております。多機関協働による支援につながったケース検討とは、目標は別になります。

◎はた委員 全然違うものなんですか。

◎市川地域福祉政策課長 そうです。

◎はた委員 多機関に支援をつなげるケースの件数に対する目標値の設定の仕方は、どういう意味から165件となっているのでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 令和6年度の実績から伸び率などを勘案して設定したものです。

◎はた委員 支援が必要と分かった人たちをつなげることができるかできないかを、パーセントとして見たら、これは何%なのか。また目標値は100%を目指すということなんでしょうか。165件の意味です。

◎市川地域福祉政策課長 市町村にはいろんな相談事が来ますけれども、その中で特に難しい、いろんな複合的な課題がある方、あるいは世帯を、多機関ですので市町村だけではなくて、いろんな関係者が集まってケース検討をするようなところにつないだ、そういった対応をした件数になります。

◎はた委員 現場の方の重層的に支援が要るケースは、本当に大変ですけれども、誰一人取り残さないと今の県政が言われていますので、そこを、100%を、目標値を件数ではなくて、そのパーセントで引き上げていくことが大事じゃないかと思うんですけど、件数じゃなくてパーセントにしていこう。

◎下村委員長 もう少しまとめて分かりやすく言っていただけますか。

◎はた委員 KPIの目標値の在り方として、件数で1件でもつながれば良いとされているけれども、本来は支援が必要な方を100%取り残さない目標に持っていく目標値の設定の在り方が、困っている県民にとって大事ではないでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 委員おっしゃるように困った方を漏れなく支援するのは当然のことだと思いますけれども、目標の設定の仕方としまして、パーセントにするには分母がどれぐらいかを把握しないといけませんが、分母と分子の考え方が難しくなるので、今回はそこにつながった件数にしています。

◎下村委員長 まとめて言うと、はた委員が言っているのは、恐らくこういう件数が出てきたときに、100%に向かう方向で努力していますかということを知っていると思うので、それに対して一言答えていただければいいと思うんですが、どうぞ。

◎市川地域福祉政策課長 努力してまいります。

◎樋口委員 要するに目標というのは、例えば自分の経験でいうたら、高校のとき数学赤点やった、目標値100点かいうたらなかなか難しいよね。目標は、実現可能性のあるところに置くのが、まず現実なわけよ。確かに、はた委員の言うことはそのとおりやけどね。そこらあたりは執行部のバランスを考えちゃってください。

◎はた委員 関連して。議論の場ですので、私が求めたいのは重層的支援が要る、多機関に連携が要るケースはリスクが高い問題を抱えたケースですので、だからこそ手厚い支援が必要だし、そういう方々が取り残されない取組をしていただきたいので、大事な目標であって、その目標に当たっては委員長が言われたとおり100%。分母の数をどうつかむか見方はあるにせよ、現場の職員が一番見ている目標に、みんなが支えられるように県もバックアップをしていただきたいと思います。

◎横山委員 高知型地域共生社会の分で、マル新の新たな地域活動の創出等に取り組む宣言企業・団体を支援ですけど、この取組について教えていただけますか。

◎市川地域福祉政策課長 高知家地域共生社会推進宣言企業・団体、今96社まで増えております。宣言していただいた企業・団体が、新たに地域住民を巻き込んだ炊き出しの訓練であるとか、あるいは地域のお祭りをする、そういった地域住民同士の交流が生まれるような取組に対して補助をするものです。

◎横山委員 大変いい取組だと聞いて思いましたので、ぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。あわせて、下に地域の消防団への見守り活動参画の呼びかけっておりますけれど、実は建設業協会は児童見守り活動をしているんです。これはただの情報提供なんですけれど、消防団への呼びかけですけど、既に建設業協会は各支部で、少なくともうちの地元の伊野支部は児童見守りをやっています。またそういうところとも連携してもらって、高知型地域共生社会の見守りの中に、建設業協会もぜひ入ってもらうように働きかけをしていただけたらと思います。一言お願いします。

◎市川地域福祉政策課長 今後お話をしたいと思います。

◎竹内副委員長 9ページですが、ひきこもりの支援について、私の知人で中学1年生から不登校になり、現在33歳でひきこもりでして、親御さんと非常に親しい関係であるものですから、私も非常に心配しまして、若いときには魚釣りに連れていったりとボランティアじゃないんですけども、そういったことをやっておりましたが、二十歳ぐらいから完全にひきこもりになって家から一歩も出ないと。その当時は支援員の方が、年に何回かおうちを訪問されて事情を聞くということがあったんです。そして年2回精神科の病院に通っているようなんですけれども、9ページの令和8年度の取り組みとして、マル新や拡充、また現状の取組の中で幅広い広報活動。今、三十幾つになった方や御家族に対して、そういった情報提供はどうされているか。県下にはたくさんいると思うんです。どう把握をされ

て、どういう情報提供がされているか。新しい制度がこうできたよ。ピアサポートセンターにサテライトを設置しましたよ、ぜひ来てみませんかとか、そういったアナウンスが流れているのが非常に心配になりますので、お伺いしたい。

◎市川地域福祉政策課長 制度そのものの広報はできていないかもしれませんが、相談窓口の周知は、千原ジュニアさん、ひきこもりの経験がある方なんですけれども、そういった方を使ったポスターやリーフレット、あるいは動画配信といった形で周知をしています。もしそれが足りないというのであれば、もう少し頑張ってやっていきたいと思います。

◎竹内副委員長 そういったことを広く1軒1軒の御家庭を訪ねるわけにはなかなかいかんだろうと思いますけれども、そういう情報を仕入れながら御家庭へ届ける役目は私の仕事かなと思ったりしますので、そういったことを地元で周知徹底していきたいと思います。

◎樋口委員 一つは先ほどの横山委員の見守りです。それは土木部に頼むだけじゃいかなですよ。総合評価のポイント化をせな。

2つ目、先ほど副委員長の言ったことなんですが、私も全く同様でしてね。はっきり言うて関係者は、以前から比べたら国も県も市町村も物すごく福祉にきめ細かいわけよ。それでどこが足りないかといったら接触のラインです。やはり民生委員なんかが、もともと民生委員制度があって頭数も結構ある中で活動しているか、疑問があります。

それともう一つは各地に何百人もおる市町村議員です。市町村議員がその地域の人々と接触していたら、会話をしていたら、先ほどみたいな情報も入ってくるんです。そこら辺りが本来システムの構築されている情報収集、それから世話をすべき人たちがあまり動いてないんじゃないかと思えますし、これからも実際なかなか動かないと思うけれど。先ほど副委員長も言ったように、県議会議員も動かないかんけれど、私もよく相談に来られるのは樋口県議会議員に相談に行ったら、やってくれるきとよく来るんです。市町村議員ももっと動くようにせないかんのは、自らも含めて考えないかんことだと思うんですが、現在あるシステムをもっと有効に動かしたらもっと情報が入ってくると思えます。

もう一つ、信じられないようなほど物を知らん人はいっぱいいますから。だからとんでもない、ここへ行ったら解決するのに、そんなところがあるのと言う人が結構いましてね。

それからもう一つ細かいこと言えば、その市町村の自治体に、説明者にしてもあまり知らない人がいる。例えば生活保護を受けに行っても、家がある人は駄目ですよと言う人がおるんです。家があっても生活保護は受けられるんです。そしたら知らない人はそうですかで終わります。だから、そこら辺りのもっと優しさがなくてね。結論は結局、行政にどれほどあの優しさがあるか。市町村議員にどれほどあの優しさがあるか。県議会議員も国会議員もそうやけど、それから民生委員よね。優しさがあったら困っちゃう人を見つけたら、いろいろ努力すると思うんです。それと優しさがあったら、目立っていない困っている人も目

立つんですよ。そこら辺りが優しい肩書の欲しい人だけじゃなくて、優しいやる気のある学歴も何にも要らない、職業もどうでもいい、優しさのある人をもっと民生委員に選ぶべきだと私は思います。そこら辺り相対的にやっていかんとこの問題は解決せん。

◎下村委員長 何か部長、意見あれば、ぜひどうぞ。

◎西村子ども・福祉政策部長 委員の御指摘よく分かります。いろいろとそこの辺り市町村ともしっかり話をしながらやっていきたいと思います。我々も改めて、担当している職員は皆、福祉の心を持ってやっておると思いますが、改めて気を引き締めてやることと、それから、関係機関、市町村と一緒に私どもやる部分が多いですので、市町村とも話をしながらしっかりと進めてまいりたいと思います。

◎樋口委員 私の知っちゅう市町村は、高知市以外は結構冷たいですよ。

◎横山委員 関連で。樋口委員の意見はすごくありがたいと思うんですけども、あくまで建設業協会の見守り活動は、善意で地域のためと、地域の守りだという自負を持ってやっていることなんで、ポイントというものは別に私がどうかは。まずは善意でやっていますから。

◎はた委員 支援している人を支援することも、県は充実が必要だと言われているので、その点はすごい大事なことになるので具体的に支援者が疲弊しない、さらなる支援の拡充とはどういうことをされていくのか、その中身を教えてくださいたいです。

◎市川地域福祉政策課長 ひきこもりの方への支援については、例えば小さい役場ですと保健師の方が1人で抱え込んでしまうようなことがあって、なかなかしんどい。すぐに解決につながらないケースが多いですので、抱え込んでしまって自分がメンタル的になってしまうようなことがあります。そうではなくて、ひきこもりの方が抱えているこういったことが課題になっているのかを、要はチームで考えていきましょう。そういう体制をつくっていきましょうということで、今回新たな取組を進めようとしております。そういった包括的な支援体制、あるいは役場外の支援機関との連携をつくっていくところを手助けするようなことを考えております。

◎下村委員長 委員の皆さんできるだけ簡潔に聞いていただいて、答弁側もできるだけ簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

◎はた委員 具体的な動きが大事ですので、先ほど建設業協会の皆さんの協力があるとか、いろいろ民生委員の協力なくしてはできないとか、意見が出たとおり、多様な層の方たちが一緒にチームでやっていくかが大事ですけども、具体的にそれをどういうスケジュール感を持ってやっていくのか。その具体的なところを聞いたかったですけれども。

◎市川地域福祉政策課長 新規事業につきましては特にスケジュールは今のところつくってはいませんが、説明の中で申し上げましたように、具体の相談事例があったときに、それを通じて体制をつくっていく事業です。

◎岡田（芳）委員 10ページの質問の続きなんですけれども、もう一点ありまして、生活困窮者の住居の問題です。最後のところの2つ目で、居住支援法人との連携を図るとして、拡充となっていますけれども、拡充した目的といたしますか。それだけ必要性があるということでしょうか。それと法人数はどれくらいあるんですか。後で資料を頂ければ。

◎市川地域福祉政策課長 この居住支援法人といいますのは住宅セーフティネット法という法律に基づいて支援する、そういった制度の中で位置づけられている法人でして、県内に8社あります。

◎岡田（芳）委員 拡充をした目的は。

◎市川地域福祉政策課長 これは予算的な拡充の意味ではなく、居住支援法人と生活困窮のほうで支援している自立相談支援機関との連携の強化を図るということで、それぞれのいろんな会議がありますので、相互乗り入れするような、そこで顔の見える関係づくりをつくっていく、そういった意味です。

◎岡田（芳）委員 8ページの住居確保給付金は、どういうお金になるんですか。

◎市川地域福祉政策課長 生活困窮者自立支援法に基づきまして、例えば失業して家賃が払えなくなった方に対して、家賃相当額を給付する事業です。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈長寿社会課〉

◎下村委員長 次に、長寿社会課の説明を求めます。

◎山本長寿社会課長 当課の令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算について御説明します。

まず、令和8年度当初予算の歳出について主なものを御説明します。

1 ページ左側の科目欄の一番下、2 長寿社会費の右側説明欄の4 行目、3 介護保険費は、介護保険制度において県が負担すべき経費等を計上しております。

2 ページ、6 行目、介護給付費負担金は、施設や居宅での介護サービスの給付に要する経費について、また、一番下の地域支援事業交付金は、市町村が実施する介護予防事業などに要する経費について、県が一定割合を負担するものです。

3 ページ、2 行目からの4 認知症支援事業費と、下から2 行目にあります5 地域包括ケア推進事業費については、日本一の健康長寿県構想により御説明します。

資料右下の令和8年度の取り組み（1）自分事として認知症を理解するでは、今年度作成しました普及啓発パンフレット等を活用し、地域住民、企業などに配布することで、新しい認知症観に立った理解の促進を図ってまいります。

（2）認知症に早く気づき必要な支援につなげる取組として、かかりつけ医の認知症対応力向上研修を引き続きオンデマンドでの受講などの環境整備を行うことで、受講者の増

加に取り組んでまいります。また、地域の通いの場で認知機能チェック機能を搭載したフレイルチェックアプリを周知していきます。

(3) 安心して幸せに暮らすために協働するでは、切れ目のない支援や本人の社会参加活動の場の整備が促進されるよう診断後支援の重要性やピアサポート活動について、市町村や専門職に向けた勉強会を実施してまいります。

次に、5 ページのフレイル予防の推進です。

右下の令和 8 年度の取り組み(1) 関係機関との協働によるフレイル予防活動の展開では、フレイルチェックアプリを活用したフレイル予防の普及やリハビリ職等の専門職と連携したオンライン介護予防教室を開催します。

(2) 住民主体のフレイル予防活動の支援では、市町村へのフレイル測定ツールの普及やサポーター養成のためのトレーナー派遣など、広く市町村に展開できるよう支援していきます。

また(3) 機能回復訓練の場の活用を支援では、アドバイザーによる伴走支援により機能回復訓練の場の活用を推進してまいります。

次に 6 ページ、中山間地域等における様々な介護ニーズへの柔軟な対応では、右下の令和 8 年度の取り組み(1) 中山間地域等における介護サービス提供体制の確保では、一番上、安定的なサービス提供を確保するために介護事業所の加算取得への支援として各種加算取得に向けた実践的なセミナーの開催や専門家派遣を実施し、きめ細かな助言等の支援に取り組めます。

また 2 つ目、事業者の協働化への取組への支援は、法人間の協働化を促進するため「こうち介護生産性向上総合支援センター」にアドバイザー機能を追加し、個別事案に応じて専門的なアドバイスを実施してまいります。

3 つ目、訪問介護事業所に対して介護記録の音声入力ソフトの導入経費等の支援を実施し、訪問介護事業所の業務効率化に取り組めます。

4 つ目、訪問介護事業所がない地域で通所介護事業所が訪問機能を追加する際や訪問介護事業所がサテライトを設置する際に、その初期費用等を支援し、訪問介護サービスの提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に 5 つ目、左側の下段の絵にもありますが、中山間地域介護サービス確保対策事業では、新たな補助区分の創設や遠距離移動に係る上乗せ率の引上げなど、支援策の拡充を行っていきたくと考えています。

再び議案説明書に沿って御説明します。

7 ページ、一番下、老人福祉施設支援費です。

次の 8 ページ、一番上、軽費老人ホーム事務費補助金は、事業所が入所者の負担軽減を図るため、入所者の所得に応じて減免した経費に対して助成するものです。

その2つ下の介護基盤整備等事業費補助金は、地域密着型サービスなどの施設整備や開設準備の経費を支援するものです。

1つ下、社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金は、社会福祉施設に対して省エネ効果の高い機器の導入に要する経費を支援するものです。

1つ下、8 社会福祉施設等地震防災対策事業費については、介護施設における非常用自家発電設備や換気設備の整備を支援するものです。

その2つ下、9 福祉・介護人材確保事業費については、再び日本一の健康長寿県構想により御説明します。

9 ページ、福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上です。

令和8年度の取り組み1 介護現場の生産性の向上では、こうち介護生産性向上総合支援センターにおける各種相談対応やデジタル化に関する伴走支援、また、ICT機器やロボット等の導入に対する助成を実施してまいります。

2 人材育成・キャリアパスの構築では、まず、介護職員が段階的にスキルアップしながら長く活躍できる職場づくりを推進するため、福祉・介護事業所認証評価制度のさらなる推進を図ってまいります。具体的にはデジタル技術の導入支援の補助金などについて、認証を取得している事業所の優先採択や認証法人を対象とした職員の研修費助成の上限を拡充します。また、介護支援専門員の育成と確保として新たに相談窓口を設置し、専門的な相談を受けられる体制を構築するとともに、潜在ケアマネジャーの復職支援や資質向上に向けた研修を行います。

3 若い世代に向けた魅力発信では、小中高校生への情報発信の強化として、福祉・介護の仕事の魅力を体験できるイベントや中学校高校を対象とした出前授業などの学校訪問の際に福祉系高等教育機関の紹介など、PRを行ってまいります。

4 多様な人材の参入促進では、事業者を対象とした外国人材の受入れに関するセミナーについて制度の説明や事例発表に加えて新たに県内の監理団体などに直接相談できる個別ブースを設置し、監理団体等と事業者とのマッチングの機会を設けることによりまして、外国人材受入れを後押ししてまいります。

11ページをお願いします。以上、御説明申し上げたとおり、当課の令和8年度歳出予算の総額は139億942万2,000円で、令和7年度当初予算と比べ約5億7,000万円の減となっています。

12ページ、債務負担行為です。こちらは介護基盤整備等事業費補助金について、施設整備が令和8年度から令和10年度にまたがりますことから、債務負担をお願いするものです。

続きまして、令和7年度の補正予算の歳出について主なものを御説明します。

13ページ、3行目の介護保険費は、介護給付費負担金など市町村の介護給付費等が当初の見込みを上回ったことなどによる増額です。

14ページ、下から6行目、5 老人福祉施設支援費の1つ下、社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料、その3つ下の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金は、昨年6月補正でもお願いしましたがけれども、物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している事業者等に対し、給付金の支援を行うものです。

下から3行目、介護基盤整備等事業費補助金は、施設整備計画の見直しなどによりまして当初の見込みを下回ったことによる減額です。

一番下の6 福祉・介護人材確保事業費のうち、次のページ、3行目にあります現任介護職員等養成支援委託料は、研修代替職員の派遣が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

次の16ページ、5行目の介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金は、介護福祉士の養成修学資金等の貸付事業に係る運営資金を補助するもので、国の補正予算に対応し、予算を計上するものです。

次に、17ページの繰越明許費です。追加分の老人福祉施設支援費は、施設整備計画の見直しなどにより建設工事の着手に遅れが生じたことなどによるものや、補正予算で計上しました社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金などの繰越しをしようとするものです。

最後に、昨日、危機管理部や健康政策部からも説明がありました高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案に関し、長寿社会課所管の関係条例の改正について御説明します。

資料上段の1 概要にありますように、高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い関係条例の規定の整理を行うものです。制度の概要や新たな納付方法については、これまでと説明が重複しますので割愛します。

資料下段左の4 条例改正の概要にありますように、当課所管の「高知県介護保険法関係手数料徴収条例」、これは介護支援専門員の研修受講費用や、介護事業所の指定申請時の手数料の徴収に関するものですけれども、こちらの改正が必要となっております。

具体的には資料下段にお示ししておきますとおり、収入証紙による納付を前提としている手数料の納付時期について、申請書の提出と同時に納付することとしている規定を、申請書の提出の際に納付しなければならないと改めるものです。

なお、今回の条例改正は令和9年8月1日から施行することとしております。

長寿社会課からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 福祉施設及び介護施設に対する物価高騰対策、これが大事な新年度予算のポイントだと思うんですが、全ての福祉事業所、介護事業所がこの物価高騰支援を受けられる、そういう制度設計になっているかどうか、まずその点を確認させてください。

◎山本長寿社会課長 今回の物価高騰の給付金につきましては、県が指定をしている事業所が対象になります。市町村が指定している事業所につきましては、市町村が個別にやら

れるところとやられないところもあるかもしれません。

◎はた委員 課長言われたとおり市町村の部分で、支援が届かない状況は私はすごく心配するんですけども、県としてはそういう状況をどう受け止めて対応していくのか、その点をお聞かせください。

◎山本長寿社会課長 物価高騰の部分につきましては、国の重点交付金を活用して、この部分は市町村にも重点交付金が支給されているところで、それぞれ市町村が検討して活用していくものと思っております。それ以外の国の12月補正で対応しました賃上げや、物品の部分につきましては、県全体の事業所が対象となっておりますので、それぞれ目的に応じて対象を決めていると思っております。

◎はた委員 市町村の判断であっても、同じ福祉現場で支援に格差が生まれないように、ぜひとも県からもそこはつかんでいただいて、声かけをしていただきたいと思います。それとそもそも物価高騰が心配で、持ち出しが相当増えていく。これからもガソリンも大変だし、いろんな持ち出しが増える中で経営を安定させていく支援が重要だと思います。県としては特に介護、中でも訪問介護については、本会議でも経営が悪化していると表現されましたので、どう経営の安定化を図っていくのか、サポートをしていくのかを教えてください。

◎山本長寿社会課長 実際、事業所にはそれぞれ団体などを通して、それぞれの経営の厳しい状況や課題について話をお聞きしているところです。そういった中で訪問介護事業所だけではないですけども、今回、遠距離に係る部分については新たな区分を設けましたり、75分以上の部分は特に加算も引き上げることで支援を強化していく予算を上げているところです。また、訪問介護事業所が収入を多く得られるように、音声入力ソフト導入に係る10分の10の補助金を予定しております。そういったところで業務を効率化することで、少しでも多くの回数行けることを考えまして、今回、新たな助成を実施するように考えているところです。

◎はた委員 経営の安定化をどうするかのところ、リアルな現場の経営実態。何が原因で赤字なのか、またその赤字の額はどうかをしっかりとつかむことが大事だと思うんです。それを県としては、実態調査、どういう形で取り組んでいくのか。

◎山本長寿社会課長 今年度、実態調査を実施しておりますけれども、介護報酬改定前の収入を100とすれば、どれぐらいの収入になっているのか。指数なので100だったものが98になっているのか、95になっているのかという形で収入のアンケートを取って、今、取りまとめ中ですのでまだ数は出ておりませんが、そういった中で、どれぐらい厳しい状況になっているのかという部分は把握もしていきたいと思っております。また、事業所の規模に応じて個別にお話をお聞きし、その中でできる支援をしていきたいと思っております。

◎はた委員 ぜひリアルに実態をつかんでいただいて、経営の安定化をお願いしたいと思うんですけども、その実態調査をするに当たって回答がない。そうすると実態がリアルにつかめない。具体的な支援につながらないことが心配されます。全ての事業所を丁寧につかむことに今回の調査になるのかどうか。これまでの調査も十分な回答があったのかどうか。そこをどう改善しながら実態をつかんでいくのか。その点をお聞かせいただきたい。

◎山本長寿社会課長 実際、今年やりましたアンケート調査につきましては、再度の呼びかけや、実際の状況を県としても把握したいですし、課題もお聞きしたいということもありますので、各団体にも細かく、ぜひ回答をお願いしますと呼びかけもしまして、できる限りの努力はしているところです。ただ、全部のところに回答していただいているわけではないですけども、6割ぐらい回答があれば一定の状況はつかめるものとは思っているところです。

◎横山委員 通所介護事業所の訪問機能の追加、訪問介護事業所のサテライト設置の初期費用助成ですけど、どれぐらい見込んでいるんですか。また、市町村でいうとどこか教えていただけますか。

◎山本長寿社会課長 訪問介護事業所がない部分で、通所介護事業所のみある事業所がイメージなんですけど、そういった事業所が少ないところです。そんなに多くあるわけではないですけども、なかなか通所介護事業所自体も人材の確保が難しかったりもしますので、新たな訪問部門に出ていくのが難しいこともあります。なので個別に市町村ともお話ししながら考えたいと思っていますけど、実際ここですというところは、まだ見つかっていません。ただ、サテライトにつきましては、市部の一定大きめの事業所に、中山間のところに出張所を構えていただいて、そこの人材を雇用していただく形を考えています。そういった部分は事業者にお聞きするとニーズとしてすごく検討しやすいんじゃないかとお声は頂いていますので、予算は限りがありますけれども、できる限り呼びかけていきたいと思っています。

◎横山委員 重要な取組だと思いますので、この中山間地域の介護サービス確保対策事業、時間の加算とも併せて、そういう空白地域を埋めていく。今空白地域はないんだろうけれども、さらに空白地域をなくす取組をよろしくお願いしたいと思います。

あと、介護分野のICT化で例えば音声ソフトを導入することによって、省力化が図れるイメージですか。

◎山本長寿社会課長 実際今、例えば帰ってから訪問記録をつけることがあると思うんですけども、まだ十分導入できていない事業所が、訪問しながら言葉でしゃべると記録がされて、帰ってからの作業がすごく省力化する。そういった部分で事務作業として減っていくことをイメージしています。

◎横山委員 本当それは大変重要なんです。私はもともと建設の技術屋をしていまして、

現場で写真を撮ったら、帰ってきてずーっと写真を挟んで挟んで書類をずっと書いて書いてとやりよったんですけど、今はもう写真をカメラでぱっと撮ったら、帰ったらもうパソコンに入っているんですね。だから今の建設現場のICTってすごく省力化と生産性の向上は本当にマッチした取組になっています。介護分野でもぜひこれからICT化をどんどん進めていく。その取組を高知県が先頭になってやっていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 6ページの介護事業所の加算取得への支援についてお聞きします。事業所数に対して取得されたのが89.6%と、約1割の事業所が取得されていない。取得しなくても経営は安定経営できているんだということなのか。なかなか厳しいと思うので、できるだけ皆さんに取得していただいて、経営に生かしていただければと思うんですけども、実情はどんな把握をされていますか。

◎山本長寿社会課長 実際、この加算を取得されていない理由もアンケートでお聞きしたり、事業所にも個別にお聞きしたりしているんですけども、127というのは全部のサービスの事業所になります。本当に忙しくてなかなかやろうとするところまで行けないとか、訪問介護事業所だと書き方が分からないようなところもあったりしますので、そういう部分で個別にセミナー形式で集まっていいただいて、書類も持ってきていただいて訪問介護事業所は一緒につくるとか、また専門家を派遣して個別の事業者でつくる作業や、この加算はこうやっていくというところの支援を進めていきたいと思っています。

◎岡田（芳）委員 それが令和8年度の取組の最初に出てきていますけれども、ただセミナーを開始しただけで集まってくれるのかが疑問で、本当にこれやろうとしたら、もう少し丁寧な支援をしてあげないと、セミナーをやりますから集まってください、手続できますよと言うだけで取得されていくのかなと思うんですが、どうですか。

◎山本長寿社会課長 例に書いています処遇改善加算がありますけれども、加算はかなり多くの種類がありまして、団体からも加算の種類が多くて、どれから取ったらいいいのかや、要件に合致しているのかが分からないといった話がありました。事業団体からも声かけしていただく部分ですとか、集まっていいただく話も一緒にやっていこうと話はしてまして、訪問介護事業所だとお忙しいところはあるんですけども、今年度も個別に加算の取得の呼びかけはしておりまして、そういった中で考えたいというところを集めて実施したいと思っています。

◎岡田（芳）委員 丁寧な支援をよろしくお願いします。

あともう一点、左下の中山間地域介護サービス確保対策事業で加算がありますけれど、パーセントが出ています。75分未満が35%加算で、特別地域加算で100%なんですけれども、これは別に固定的にこう決めているんですか。

◎山本長寿社会課長 75分以上のところは特別地域加算の対象地域ではなくて、加算の対象になっているのが特別地域加算対象地域になりまして、それぞれの地域にサービスを提

供する場合の移動時間に応じてこの率を上乗せしています。

◎岡田（芳）委員 それだったらプラス35とプラス100ってすごい差があるんじゃないかと思ったので、そんなことを聞いたんです。どうしてこれだけ差があるのか。

◎山本長寿社会課長 75分以上というのは、そんなに多くの件数があるわけではないんですけれども、実際75分往復すると半日で1件しかサービスに行けないことになります。そうすると半日で通常2件ぐらい行けるものが1件しか行けないというところで、サービスはもう行けませんとならないように100%加算にすることで、皆さんの利用を守っていきたいと思っていますところなんです。

◎岡田（芳）委員 件数も確かにあると思いますけれども、これも状況によって見直しも図りながらやっていただきたいと思います。

◎明神委員 フレイル予防活動を今後呼びかけていく一つの参考にしたいんですけれども、フレイルサポーターによるフレイルチェックの取組を5市町村でやっています。この5市町村とやっていない市町村で、新規要支援、また要介護認定者の平均年齢がこのように差が出ているという成果は押さえていますか。

◎山本長寿社会課長 今、そういうデータは差があるのかないのかお示しできるように整理して、お伝えできればと思っていますところで、数としてまだまとまっているわけではないです。

◎明神委員 5市町村の平均年齢とほかのやっていないところとを調べていただいて、一つの大きなフレイル予防活動の、このような差が出ているからやろうじゃないかというきっかけにもなるわけですから、ぜひそのデータを押さえてみてください。

◎樋口委員 フレイル予防、こんなこと言ったら笑われるか分からんけれど、各田舎の市町村では、市町村議員に出る人がいないんです。議員に出る人がもっと年寄りに増えてきたら、フレイルはある程度改善されると思います。現実的に自分の体験からいったら、暇なときば一つとなりよったけれど、議員に、選挙に出るいうたらやっぱいろいろ勉強もせないかん、活動もせないかん、人と接しないといかんでしょう。だからそこら辺り現実に有効と思うんですよ。

◎山本長寿社会課長 ぜひ皆さんも宣伝をよろしくお願いします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

（昼食のため休憩 11時40分～12時59分）

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈障害福祉課〉

◎下村委員長 次に障害福祉課の説明を求めたいと思います。

◎山崎障害福祉課長 まず、当課の令和8年度当初予算と令和7年度補正予算について御説明します。令和8年度の当初予算につきましては主な事業に絞って説明します。

まず長寿県構想に位置づけています事業につきまして、長寿県構想の資料で説明をいたします。

資料1ページです。障害のある人への理解を深めるための基盤づくりです。左下に記載していますけれども、令和6年度に施行した「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」、通称差別解消条例や「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」、通称手話言語条例に基づく周知啓発に取り組んでまいります。

具体的には右下の令和8年度の取り組みを御覧ください。

障害者差別の解消に向けた取組としましては、事業者や社会全体への普及啓発として啓発動画やリーフレットを活用して、事業者向けの出前講座の実施や県民への障害特性や必要な配慮に関する周知啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を推進していくとともに、相談対応に従事する市町村職員等の対応力向上のための研修を実施します。

手話の普及等の推進では、手話の周知を図るために作成しました、日常編、災害編、接客編、医療編から成る動画により県民や事業者等への普及啓発に取り組むとともに、手話を学ぶ機会の確保のため県職員を対象とした研修講座の開催や企業等への出前講座を実施します。また、手話が広く使われる社会を目指し、スマートフォンやタブレットを介して離れた場所から手話通訳を行う遠隔手話通訳の普及促進に取り組んでまいります。

2ページをお願いします。障害の特性に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備です。障害のある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう関係機関が連携して、障害のある人の地域生活を支援する体制整備を推進していきます。

具体的には右下の令和8年度の取り組みをお願いします。

(1) 市町村の地域生活支援体制の構築を支援では、相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターや、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の設置に向け、アドバイザーの派遣や実践事例の横展開などを通じて、市町村への支援を強化します。

(2) 身近な地域におけるサービスの確保に向けた支援の充実では、事業所から遠隔地に居住する障害児者に対して、通所サービスを提供する事業所の訪問や送迎サービスへの助成について、対象事業所に放課後等デイサービスを追加するとともに、訪問送迎に要する時間が75分以上かかる場合も対象とする拡充を行います。

(3) 障害特性に応じたきめ細かな支援では、令和7年度から強度行動障害のある人の受入れを行う施設に対して専門職を派遣し、支援方法などについて助言、コンサルテーシ

ョンを実施していますが、令和８年度は訪問施設を増やし、より多くの施設にアドバイスできるようにしていきます。

３ページをお願いします。医療的ケア児及びその家族への支援の充実です。自宅でケアを行う御家族の負担軽減や御家族からの相談に対応するため、相談支援の総合拠点を社会福祉法人に委託して運営するとともに、個々のニーズに合わせてサポートを行うコーディネーターの養成を推進します。

具体的には右下の令和８年度の取り組みになります。

当課の事業ですけれども、（１）家族のレスパイトと日常生活における支援の充実に向けて、医療ケアの手順書を用いた実践研修を行い、実際に医療的ケア児に対応できる訪問看護師を養成していきます。

（３）相談支援体制の充実では、「医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」を拠点として、御家族や関係機関からの相談対応を行ってまいります。

４ページをお願いします。発達障害のある子どもを支える地域づくりの推進です。発達障害の早期発見、早期支援に向け、乳幼児健診への心理職や言語聴覚士などの専門職の関与や、専門職を活用した保育所等への巡回支援とともに、発達障害の正しい理解の推進を図っていきます。

具体的には右下、令和８年度の取り組みです。

（１）身近な地域における子どもと家族への支援では、市町村が実施する乳幼児健診や健診後のフォローアップの場に関与する専門職の養成や、専門職を活用した保育所等への巡回支援の実施を進めていきます。

（２）ライフステージに応じた専門的支援では、専門医師や心理職をはじめとする専門職の人材育成や、不登校や鬱などの心の問題に対応するため、子供の診療や支援に当たる者に対するケース相談や助言、地域の医療機関への診療体制などを推進し、地域での関係機関の連携体制の強化に取り組んでいきます。

（３）発達障害の正しい理解の推進では、子供の発達や子育てのポイントをまとめたリーフレットの配布や、４月２日の世界自閉症啓発デーに合わせた啓発講演会の実施などを通じて、発達障害を正しく理解していただく取組を進めてまいります。

次に、これまで説明した事業以外の事業について御説明します。６ページをお願いします。

６ページ一番下の３障害者社会参加推進費につきまして、７ページの上から２行目の障害者アート特別啓発事業委託料では、障害者美術展スピリットアートの開催。

その３つ下の事務費では、障害者等用駐車場の適正利用を促進するこうちあったかパーキング制度や、配慮等を必要としていることが外見からは分からない方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及啓発に取り組み、障害のある方の

社会参加の促進を図ることとしています。

8 ページをお願いします。8 ページの中ほど8 障害者自立支援事業費は、自立支援給付費負担金など、障害福祉サービスに関する法定の負担金などになります。

9 ページの4 つ目、社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金では、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しまして、施設の省エネ設備導入への支援を行い、施設の負担軽減を図るものです。

その下の障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金。これは障害福祉サービスの継続のための設備、備品、食料品等の購入費を支援するものです。介護分野では国の経済対策の支援パッケージとなっていましたけれども、障害福祉施策は対象外となっていましたので、重点支援交付金を活用して県単独に支援をしていきます。

10 ページをお願いします。中ほどの11 障害児・者施設整備事業費につきましては、障害者施設の高台移転など3 施設への支援を計上しています。

11 ページをお願いします。下のほうにあります14 療育福祉センター費から13 ページの18 発達障害者支援センター費までは、療育福祉センターの運営に関する経費になります。

以上、当課の歳出予算の合計は108億3,600万円となっております。令和7 年度予算と比べまして10億4,200万円余り、10.6%の増となっております。

続いて14 ページをお願いします。債務負担行為です。

療育福祉センターの洗濯業務委託料は、業務の効率化と事務処理の軽減を図るため、複数年契約を行っているものです。

医療事務委託料は、年度をまたいで契約するものです。

続きまして15 ページをお願いします。令和7 年度の補正予算です。

2 障害者自立支援事業費の一番下の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金につきましては、長寿社会課と同様に、物価高騰の影響を受けながらもサービス等の安定的な提供を継続している障害福祉サービス事業者等に対し、今年度6 月補正で実施しました同規模の給付金による支援をするものです。

16 ページをお願いします。4 障害児・者施設整備事業費は、国の採択が得られなかったことや大規模修繕事業の入札残に伴いまして、7,500万円余りの減額となるものです。

続きまして17 ページ、繰越明許費です。障害児・者施設整備事業費は事業実施主体の工事遅延により、年度を越えての整備となるため繰越しを行うものです。

障害者自立支援事業費のほうは、先ほど説明をいたしました社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金を令和8 年度から開始するため、繰越しを行うものです。

続いて18 ページをお願いします。こちらは条例議案になります。高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案になります。

資料上段、改正の趣旨については、療育福祉センターが実施する業務のうち、障害児を

対象としている短期入所等サービスの対象年齢を改正しようとするものです。

改正理由ですが、療育福祉センターでは、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスのうち、短期入所等サービスを実施しています。短期入所等サービスは年齢制限のあるサービスではありませんが、療育福祉センターでは障害児を対象とする医療機関であることから、障害児を対象に短期入所等サービスを実施しています。障害児は児童福祉法で18歳未満と定義されていることから、18歳の誕生日を迎えると年度途中であっても療育福祉センターの短期入所等サービスは利用できないことになっております。今回、特別支援学校の卒業後に当センター以外の施設を利用することを見据えて、他の施設の利用を試行するための期間として18歳となっても特別支援学校の在学中は継続して利用できるようにすることにより、当該サービスの利便性を向上させるため、対象年齢の拡充を行うこととしたものです。同センターの障害児を支える複合施設としての観点から大幅な拡充はせず、対象年齢を18歳に達した年度末までとして改正をしようとするものです。あわせて、相談支援サービスについても対象を障害児としておりますので、同様に18歳に達した年度末までに改正するものです。

資料中段は改正内容の新旧対照を載せています。

資料下段にありますとおり、条例の施行日は令和8年4月1日としております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 手話の普及のところでお聞きをしたいです。遠隔手話の普及とのことですが、手話そのものが、今、A I といつかデジタル化などが進んでいる。人間が手話をする形だけではなくて、映像で手話を表示することが技術的にできるようになっていると思うんですけれども、I C T化、オンライン化をしていく中で、そういった手話ができる人材が少なかったとしても、デジタル化によっていろんなところで手話を提供できると思うんですが、今回の普及とはどういう普及を目指しているのかお願いします。

◎山崎障害福祉課長 現在は、まだ人による遠隔手話の形を考えています。県内に設置手話の方がいますので、その方につながる形の遠隔手話でやっていくようになっています。

◎はた委員 それと同時にこれからもしろんなところに普及させていく意味で、デジタル化は県としてどう考えて進めていかれるのでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 まだ人材不足までは至っていないところもありますので、できたら人による手話も一定担保していきたいです。もし人が不足するようになってくるようなことがあれば、そちらも検討が必要かとは思っています。

◎はた委員 あらゆる場面で障害者に対する支援の一つに、手話で発信をすることを広げていくためにも、今の手話ができる人はもう限られているので、広く発信していく。格差をなくしていくために、そういう面でのデジタル化は、私は今後必要じゃないかと思うん

ですけれども、課としてはどんなにお考えなんですか。

◎山崎障害福祉課長 デジタル化というところまでは、予算取りまでは考えておりません。今後研究して、費用対効果的なところも見据えて検討かなとは思いますが。

◎榎尾委員 3ページの医療的ケア児についてお伺いしたいんですけれども、ちょうど先日、御相談の中に1件あったのが、令和8年度に入園を目指して復職もされている方が申請をする中で、医療ケアができる看護師の確保が4月にはなかなか難しいので、入園が厳しいということで、コーディネーターがいろいろ動いてくださって、ほかの市で入れるという話はお聞きして、けれどそうなったときに、働く場所を変えないといけない。迎え先で近くにいないといけないというのもあるようで、そういった現状がある中で、看護師の確保に取り組まれているところで、时期的な穴だったのか、本当に足りていないのかという点を1点お聞きしたいです。別の課なのかもしれないんですけれども、令和8年の取組の中にある巡回看護師の体制強化といったところでそういった課題を解決していくと思うんですけれども、そこら辺りの詳細を教えてくださいと思います。

◎山崎障害福祉課長 訪問看護師等については、大人の方の支援はできるけれども子供の支援はというようなところもあって、養成研修などをして、子供への支援ができる看護師を増やしていく形では取り組んでいるところです。时期的にどうしても、4月は全ての異動の時期でもあって、なかなか助成がというところもあるかもしれませんが、人は増やしていこうという形では取り組んでおります。

もう一つの巡回看護師の体制強化は特別支援教育課が実施しているものですが、今までは要請があったら動いていたのが、もっとこっちから声がけをしてプッシュ型で巡回していく形で取り組んでいくと聞いています。

◎横山委員 遠距離に居住する障害児者にサービスを提供した事業所への助成が拡充となっていますけれども、これについてお聞かせいただけますでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 これも言ったら、近くに施設がなくてどうしても遠くの施設を利用しないといけない方のために、事業所が来やすい、また事業所に行きやすいようなところで、長距離になった場合に60分までの送迎があれば、報酬単価に15%上乗せ、74分までだったら35%上乗せ、75分を超えたら50%を上乗せの支援をしています。それと令和8年度からは放課後等デイサービスの事業所も、その支援の対象事業所にする形となっています。

◎横山委員 前に一度議会で質問をしたことがあって、中山間から発達障害の子供で、親御さんがいの町の吾北の上のほうに家があって、ある程度下まで送迎せんと迎えの車がなかなか接続ができなくて、どうしても親御さんの送迎があって、仕事を半日休まないかんというようなことがあったんです。だからこういう遠距離に対する支援の拡充は、本当に重要な、高知県特に中山間地域なんで、中山間地域における医療介護福祉は、ある意味こういうところにしっかり手厚くしていくことが、本当の意味での充実強化になると思う

んで、ぜひ機会を捉えて、中山間地域におけるこういう加算は、ぜひ拡充していただきたいと思います。

◎はた委員 発達障害への正しい理解を進める取組なんですけれども、現状どういう課題があるのか、詳しく教えていただけないでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 発達障害がある子供の御家族も子供にどういう特性があるかが十分分かっていない方もいらっしゃるでしょうし、周りの方、支援者や関係者についても、どんな形の見え方をしているのか、不器用さがあるのかなども御理解いただきたところで、研修会などをして理解を深める形にしています。言うたら、私たちは広い景色が見えていくけれど、その子見え方はこんな感じで見えているといったところを理解していただくことを推進して、ちょっとでも共通認識を持ってもらいたいところで取組をしています。

◎はた委員 具体的な事例として、職場で発達障害が理解されない、理解したい側もどのように特性を理解しサポートしたらいいのかポイントが分からない、そういうのをよく聞くんですけれども、地域づくりと柱ではなっているので、職場や地域で理解をする側がもっと理解しやすい環境づくりだとか、身近な職場でどういう配慮が必要なのか、どんな取組がされているのか、まずは県としてどういう環境づくりが今できているのか、またさらにそれをどう地域づくりとして推進していくのか。

◎山崎障害福祉課長 講演会をすることで、講演会も今年は3か所で、家族以外の方にも障害特性を知っていただく形のこともししていますし、4ページの一番下の世界自閉症啓発デーに合わせたライトアップなどの形で、そういう障害をお持ちの方がいることを周知していくことで、気づきにもなっていく。まずは気づいていただくところからだと思いますので、そういうところから広がりを持っていきたいと思っています。

◎はた委員 合理的配慮というものが、働く現場だとか地域のいろんなコミュニティーの場で合理的配慮という言葉では分からない。結局、合理的配慮にならず、障害があるお子さんや大人、家族が働くことを諦める、また地域で不安を抱えるみたいなことをよく聞くもので、合理的配慮の具体化や具体的支援、啓発などはどう進んできたのか、また進めていくのか教えてもらえればと思います。

◎山崎障害福祉課長 資料の1ページに差別解消条例の関係の取組があって、その中で合理的配慮も広めていきましょうということで条例もつくっています。どんなものということが分かるリーフレットや動画もつくってしまして、今、県のホームページにもアップしています。それを見ていただくのも一つですし、あと出前講座もお声がけいただいたら行くようにしていますので、そういうところで御理解いただけたらと思います。合理的配慮って1つじゃない、2つも3つもいろんなパターンがあることもリーフレットなどには載せていますので、そういうのを活用して皆さんに知っていただきたいと思っています。

◎西野子ども・福祉政策部副部長 補足しますと、発達障害のある方は、個々の人によっ

て、どんな困り事があるかも千差万別なので、こういう対応をしてくださいと、広くみんなに発達障害についての知識を持っていただきたいというのを啓発でやっています。それぞれの例えば職場において、この職員に対してどういう配慮が要るのかは、個々の対応になりますので、例えば企業で困っている場合は療育福祉センターの中にあります発達障害者支援センターなどに相談いただきましたら、個別の助言はするようになっていきます。あと合理的配慮につきましても同じで、どういう配慮をしてほしいのかも障害のある方個々で違いますので、自分がこういう配慮をしてほしいと本人が伝えられるようになることと、じゃあどこまでだったらできるかについては、事業者側も建設的対話によって、ゼロか100かじゃなくて、じゃあここはこういう対応だったらできるのでどうでしょうかというようなことで、対応できることを広げていっていただくことを進めていくようにしています。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎下村委員長 次に、障害保健支援課の説明を求めます。

◎田中障害保健支援課長 当課は障害のある方の就労支援と精神保健福祉に関する業務を所管しています。

まず令和8年度当初予算のうち、長寿県構想に位置づけている取組4つから御説明します。

1つ目、1ページは障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備です。

現状の課題の1つ目、障害者雇用は、昨年度の県内の法定雇用率達成企業の割合は55.9%で、全国17位となっていますが、この雇用率は、本年7月にさらに引き上げられますことから、制度の周知や就労につながる職業訓練の委託先の企業のさらなる開拓が必要です。

次の工賃水準の向上につきましては、本県の就労継続支援B型事業所の平均工賃は月額2万8,296円と前年度を上回っておりまして、資料には記載していませんが、こちらは全国4位と高い水準を維持しています。しかしながら、地域で自立した生活を送るにはまだ十分な水準と言えませんので、引き続き事業所の生産活動の基盤強化に取り組む必要があります。

右下、令和8年度取り組みです。

(1)では、当課に配置していますコーディネーターが企業などを訪問しまして、啓発や委託訓練などの支援策提案によりまして、障害者の雇用を進めてまいります。

(2)では、拡のところでありますが、各事業所の生産活動を把握して、企業などに営業を行います共同受注窓口の活動の充実を図ってまいります。具体的には来年度、共同受注窓口と連携しまして、事業所の商品を紹介している県のサイトにつきまして、オンライン販売ができる体制を構築して販路の拡大につなげていきたいと考えています。

次のページに移ります。2つ目、障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備の農林水福連携です。

現状と課題の欄の丸の1つ目のとおり、令和6年度農業分野における障害のある方の従事者数延べ2,277人。取組は広がっていますが、さらに拡大するには農福連携に関する認知度の向上が必要です。

また、丸の3つ目ですが、農福連携に関心のある事業所はあるものの、支援体制であったり障害の特性に応じた農作業の切り出しの難しさなどから、マッチングが進みにくい状況にあります。

さらにその下の丸ですが、農福連携の取組をほかの分野にも広げていくことが求められています。

令和8年度の取り組みですが、まず左上の農福連携の普及啓発とノウフク製品の販売の促進では、共同受注窓口とも連携しまして、各事業所が生産した「ノウフク製品」の販売を促進するとともに、障害のある方が生産工程に携わった食品の農林規格であります「ノウフクJAS」の認証取得を支援してまいります。

次に右の下です。作業受委託の促進及び他の産業との連携では、県内3か所に配置したコーディネーターが、農業者と事業所の双方から情報を収集し、ほかのコーディネーターなどとも共有しながら、作業受委託のマッチングを支援してまいります。また、林業や水産業でも農福連携に準じた取組が広がるよう、関係部局との連携、情報共有を進め、障害のある人の就労の選択肢のさらなる拡大に取り組んでまいります。

次のページに移ります。3ページ、自殺予防対策の推進です。左下のグラフにありますように、本県の自殺者数、近年120人から130人前後で推移しています。なお、この1月に公表されました警察庁統計の速報値によりますと、令和7年の本県の自殺者数は108人で、前年からは減少していますが、依然100人を超える方が自殺で亡くなられている状況です。

現状と課題ですが、増加傾向にある働き盛り世代への対策や、若年層、若い世代の自殺予防対策に昨年度実施した県民意識調査の結果も踏まえて取り組む必要があります。

また、丸の最後、5つ目ですが、身近な人のいつもと違う様子に気づいて悩みを聞くといった行動ができる人、ゲートキーパーを増やしていくことも必要だと考えています。

右下になります、令和8年度の取り組みです。

(1)では、当課で製作したメンタルヘルスに関する動画を企業における職場のメンタルヘルス対策の研修に活用していただくなど、関係団体の御協力を得ながら、職域における周知啓発を進めてまいります。

(2)では、安芸圏域でモデル的に開始しました「若者の自殺危機対応チーム」の取組の成果を検証して、ほかの圏域の展開を図ってまいります。

(3)では、メンタルヘルスに関する県のサイト、メンタルヘルスサポートナビを活用

しまして、ゲートキーパーの養成を進めてまいります。

4 ページです。依存症対策の推進です。

現状と課題の丸の1つ目ですが、依存症は周りの人が気づきにくく相談につながりにくいため、依存症は病気であり適切な治療により回復が可能であるといった正しい知識の普及啓発が必要です。

また、丸の3つ目ですが、依存症を診ることができる医師や専門職の確保など、医療提供体制の充実を図ることが必要です。

右下の令和8年度の取り組みです。

(1) では、依存症をはじめとした精神疾患に関する情報発信や、若い世代への予防講座などに取り組んでまいります。

(2) の丸の3つ目ですが、精神科医師などを対象とした依存症治療の専門研修や、その下、拡のところの関係する医療機関との協議などによりまして、医療提供体制の充実に向け取り組んでまいります。

次にその他の主な事業を御説明します。5 ページを御覧ください。

一番右の説明欄、2 精神保健対策費の3つ目になります。高次脳機能障害者等支援事業委託料は、病気や交通事故などで脳に損傷を受けたことの後遺症により、記憶や思考など高次の脳機能に障害が起きた方やその御家族等を支援するため、相談窓口の設置や啓発、支援人材の育成などを行う事業を委託するものです。

その下、精神障害者アウトリーチ推進事業委託料は、精神障害のある方の地域での生活を支援するため、看護師や精神保健福祉士などの専門職がチームを組んで、市町村などからの求めに応じて、精神疾患が疑われる者の未受診の方や受診が中断している方などに訪問して支援を行う事業を精神科病院に委託するものです。

6 ページになります。1 行目、震災対策訓練委託料は、南海トラフ地震に備え、大規模な災害時に県外から派遣される災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATを円滑に受け入れるための訓練を実施するものです。

少し飛びます。そのページの下から4行目、精神科救急医療事業委託料と、その下、精神科救急情報センター運営委託料は、緊急に精神科医療を必要とする方のため、休日や夜間における救急医療の提供や電話相談を受け付けるセンターの運営を委託して実施するものです。

一番下の行、医療扶助費は、精神障害のある方の措置入院に係る医療費や国の自立支援医療制度によります精神疾患の治療のための通院の医療費への助成に係る公費負担分です。

次に、少し飛びまして8ページの下から3行目になります。

8 精神保健福祉センター費は、県立精神保健福祉センターの運営などに要する経費です。

9 ページに移ります。下から 2 行目、9 高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、医療センターの精神科、こころのサポートセンターの運営支援に係る費用です。

当初予算の説明は以上になります。

続きまして、令和 7 年度の 2 月補正予算について御説明します。10 ページになります。

説明欄の上から 2 行目、国庫支出金精算返納金は、令和 6 年度分の国庫補助金などの精算に伴い、国に返還するものです。

一番下、5 精神保健福祉センター費は、精神保健福祉センターにおける事務費について、当初の見込みを下回ったため減額するものです。

当課の説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 農福連携の産品をもっと普及していく取組があったかと思うんですけれども、産業振興計画の中の公共調達の推進の中に、この地元産にとどまらず、農福連携、障害者らの生産したものを公共調達の考え方だったり、仕組みの中に位置づけるような農福の産品を促進するための具体的な取組は考えられているのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 農福連携の「ノウフク産品」の販売促進につきましては、まず農福連携に取り組む事業所が集まり、部会の形を設けまして、各事業所において作っている農産物であったり、あるいは販路の拡大だったりを検討しているところです。県も、そこに対してじゃあこういう販売先はどうだろうかというのも一緒に入っています。お話にありましたいわゆる県や市町村での優先調達につきましては、そういった農産品も含めて障害のある方の事業所の商品を、幅広く行政における優先調達を進めてほしいということは別途、県でもやっていますし市町村にも働きかけている状況です。

◎横山委員 福祉施設から一般就労へ移行する障害のある人の目標値を91人としていますけれど、これどうでしょう。テレワークと書いていますけれど、職種としてはテレワークが多いですか。どういう感じで移行されていますか。

◎田中障害保健支援課長 いわゆる B 型事業所であったりから一般企業に就職されるということですが、個々の事業所から就職された方、あるいは事業所を経ずに就職された方いらっしゃると思いますが、その業種としては医療福祉であったり、あるいはサービス業であったり、就職される方が多くいます。こちらのほうは障害福祉計画と K P I に書いていますが、市町村を介して事業所の状況を毎年把握している状況で、この91人の内訳は、今はっきりお示しできるものではありませんが、全体の状況としては先ほど申し上げたような状況です。

◎横山委員 それをさらに裾野を広げていくために、テレワークに積極的な都市部の企業の説明会をするんですね。

◎田中障害保健支援課長 おっしゃるとおりです。やはりテレワークも県外の企業での雇

用が中心にはなりますが、続けていきたいと思っています。

◎横山委員 県外の雇用が中心ということは都市部だけれど、こっちに支店があるイメージで、高知県に住んでテレワークができるということですか。

◎田中障害保健支援課長 あくまで高知県内でテレワークはできる。けれども事業所がある、ないでいいますと、ないところなどで、まさにテレワークで働く状況です。

◎横山委員 テレワークってそういうもんですよ。一般就労に移ることは、テレワークの可能性がすごくあると感じたんで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

◎はた委員 障害者の方の雇用の工賃のことなんですけれども、全体的に工賃は引き上がっているのかどうか。またこの間の取組の効果はどの程度出てきているのか、まずそこを教えてください。

◎田中障害保健支援課長 工賃は年々増加しています。御説明申し上げたとおり全国的に高い水準にはあると。ただ引き続き、取組は進めていかなければならないと考えています。取組としては、各事業所は言わば営業活動でなかなか人を割いたりすることは難しいので、そういうところにアドバイザーを派遣する取組を進めています。

◎はた委員 前の話に戻りますが、障害者の皆さんが育てた、また作った産品を販路拡大していくことを、目標を持って県がどうするかまた市町村にどうお願いしていくか、具体的な目標や制度設計が必要だと思うんですけれども、それはどうなっているのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 制度設計のお答えではないですが、優先調達の意味でいえば、取組としては昨年度から今年度にかけて、営業をする共同受注窓口を当課で全市町村を回って、優先調達をより進めてほしいというような取組を行いました。その結果を踏まえてどういう事例が出てくるのか、これから確認したいと思っています。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈子育て支援課〉

◎下村委員長 次に、子育て支援課の説明を求めます。

◎池子育て支援課長 当課からは、令和8年度の当初予算と令和7年度の補正予算について御説明します。

まず、当初予算についてです。歳出について主な事業を御説明します。

当課の事業の多くが元気な未来創造戦略に位置づけられておりますので、6ページ以降の戦略の説明の資料で説明します。なお、長寿県構想に基づく取組につきましても、内容が重複しますので、この説明で代えたいと考えております。

6ページを御覧ください。まず政策2になりますけれども、結婚の希望をかなえるという取組です。

上段の婚姻件数についてですけれども、令和7年の婚姻件数につきましては、ざっくり

とした推計値にはなりますけれども、1,971組程度と前年を下回る見込みとなっております。このため、婚姻件数の底上げを図るべく、出会い・結婚支援の取組を一層強化する必要がありますと考えております。

来年度の強化策としましては、新たにU・Iターン希望者あるいはタイムパフォーマンス重視で相手を探したい若者へのアプローチを進めますほか、若者に対するライフデザイン支援にも取り組みたいと考えております。

資料の中頃から下のほうに全体図を整理しております。結婚の意思はあるものの出会いに向けた行動を起こしていない方を未活動層、結婚の意思があって実際に出会いに向けた行動を起こしている方などを活動中層としてそれぞれ整理しております。そのうち、主な事業について御説明します。

まず、上の未活動層に向けた事業としましては、一番上にマル新と書いておりますけれども、ライフデザイン支援です。若い世代が自分の人生設計について前向きに考えていただく機会をつくるべく、ライフデザインについて考えるイベントであったり、ライフプランを実際に策定していただくためのセミナーを開催するほか、実際にシミュレーションであったり、学習ツールなどを搭載したポータルサイトを構築したいと考えております。

その3つ下、マル拡となっておりますけれども、民間アプリの利用促進に向けまして、マッチングアプリの運営法人、具体的には昨年末に連携協定を締結した株式会社タップルと連携して、セミナーでありますとかイベントを開催しますほか、新たな事業としまして民間アプリの利用料助成にも踏み込みたいと考えております。

次に活動中層に向けた事業としましては、いわゆる友活、恋活、婚活と、それぞれのフェーズに対応した施策を展開したいと考えております。

上から2つ目のマル新と書いておりますけれども、大規模恋活イベントとしまして、100人規模の若者が一堂に集まりまして、イベント専用のアプリでプロフィールを確認し、その場でお相手を探していただくイベントを開催したいと考えております。

その1つ下のマル拡とあります「高知で恋しよ！！イベント」につきましては、民間団体による婚活イベント開催への補助を行っておりますけれども、来年度はU・Iターンの希望者を対象としますイベントへの助成の拡充を図ります。このほか、来県に必要となる旅費の助成制度も創設しまして、U・Iターン希望者のイベント参加につなげたいと考えております。

また、その2つ下のマル拡とあります「高知で恋しよ！！マッチング」につきましては、県のマッチングシステムの事業です。こちらはタイムパフォーマンス向上の観点から、真剣交際前に複数の相手とやり取りができますお友達交際制度を導入しまして、機能の充実を図りたいと考えております。

活動中層の枠の下矢印の中に2つマル新とありますけれども、移住希望者にこうした

様々なツールを情報提供するべく、デジタルプロモーションを活用した広報を行いますとともに、いわゆる移住婚を推進する団体であります一般社団法人日本婚活支援協会と連携をしまして、移住希望者へのアプローチを強化したいと考えております。

次の7ページにつきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略します。

次に、8ページの政策3こどもを生み、育てたい希望をかなえるについてです。上段にあります出生数の状況ですが、県の推計によりますと昨年は3,072人と減少幅は一定抑えられたものの、減少傾向に歯止めはかかっていない状況です。そうした傾向に歯止めをかけますためには、若者の仕事の創出や、先ほど御説明しました出会い・結婚支援に加えまして、安心して妊娠・出産・子育てを行える環境づくりの充実が必要と考えております。

具体的な事業、次の9ページの理想の出生数をかなえる施策の推進で御説明します。下段の右側の令和8年度の取り組みのうち、当課の所管の部分についてですが、3番を御覧いただきたいと思います。

(1)の「プレコンセプションケア」の推進につきましては、昨年、国で策定されました5か年計画も踏まえまして、周知啓発でありますとか相談体制の充実に努めてまいります。

(2)不妊治療への支援につきましては、今年度から県の治療費への助成制度を拡充したところ、多くの方々に御利用いただいておりますことから引き続きこの制度による支援を行うことに加えまして、新たに遠方の医療機関への受診に必要となる方々に対しまして交通費を支援したいと考えております。

1つ下の(3)の産後ケア事業につきましては、引き続き現在、市町村、事業者によってまちまちになっている事業委託契約の標準化に向けた検討を進めたいと考えております。

(4)の5歳児健診につきましては、健診マニュアルの作成、健診従事者の確保に向けた検討を関係者、市町村とともに一緒になって検討を進めたいと考えております。

次に10ページの住民参加型の子育てしやすい地域づくりについてです。こちらも下段の右側の令和8年度の取り組みのうち、当課所管の項目について御説明します。

2番の(1)の地域子育て支援センターの取組については、活動の充実に向けまして地域の子育ての先輩でありますとか、ボランティアの活用といった地域住民と連携した好事例の横展開を図るべく、職員同士の交流会を開催したいと考えております。

次の(2)の子育て応援の店の取組につきましては、1ポツ目にマル拡とありますけれども、国の物価高騰対応の重点交付金を活用しまして、事業者によります季節や天候に左右されない屋内の子供の遊び場の整備を促進してまいります。

また、子育て応援アプリの取組につきましては、2ポツ目のとおり、アプリの利用状況に関する情報解析を進めまして、情報発信の充実を図りますとともに、(3)にありますと

おり妊婦の方とその配偶者を対象としたキャンペーンを実施することで利用者の増加を図りまして、アプリ全体の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上が当課の令和8年度当初予算の主な内容でして、その他人件費なども含めまして、総額で10億2,300万円余りを計上しております。

続きまして補正予算について御説明します。

11ページの議案説明書です。令和7年度補正予算の歳出について、主なものを御説明します。

右側の説明欄の2少子化対策推進費のうち、1つ下の地域少子化対策重点推進補助金は、市町村が実施します新婚世帯への給付事業において、当初の見込みを下回ったため減額をお願いするものです。

その3つ下の4出会い支援事業費は、マッチングアプリ利用に関するセミナーの開催に向けた広報経費や、出会いイベント開催に対する補助金などが当初の見込みを下回ったため減額をお願いするものです。

一番下の6母子医療対策事業費については、次の12ページを御覧いただきたいと思いますが、すけれども、乳幼児医療費補助金や不妊治療費の給付金が当初の見込みを下回ることから減額をお願いするものです。

これらの事業につきまして総額で7,200万円余りの減額をお願いするものです。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 出会い支援事業費なんですけれども、660万円ぐらいの減額補正なんですけど、デジタルだとか、多くが委託事業なんですけれども。予算が大き過ぎはしないかと思っています。例えば、日本婚活支援協会の負担金が100万円というのも妥当な額なのかどうか。その100万円の負担金だけでそれだけ要る。県もいろんなアプリも独自にやってこられたと思うんですけれども、これに関わる予算の妥当性というんですかね。結構な額が減額補正になっているのがこの結婚支援、出会い支援じゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

◎池子育て支援課長 減額補正の規模につきまして御質問があったと思いますけれども、当初予算の額からしますと、当初予算額としましては1億1,000万円程度を計上しております、そのうち今回の出会い支援事業費でいきますと600万円程度ということで、多くの事業がしっかりと活用されていると考えております。

◎はた委員 必要な取組だとは思いますが、予算規模が実態に合っていないんじゃないかと。なので減額が大きく出ているんじゃないかというのが一つです。簡単に言ったら、これほど予算が必要なのかという点でいうと、いろんな委託費や分担金が大き過ぎはしないかと。全国との比較とかいろいろあるとは思いますが、妥当なのかというところ

ではどんな調査、委託の積算をして予算を組んだのか。その点をお聞かせいただきたいです。

◎池子育て支援課長 来年度の事業につきましても今年度以上の予算額にはなっておりません。全体としては1億4,000万円程度の予算額とはなっていますけれども、そもそもなぜこういうのが必要かというのは、若者は今出会いの機会がなくなってきていて、出会いが必要だという県民意識調査の結果もあります。様々な手段を取っているいろんな形で支援をしないと、若者に出会いがない実態に対してお応えするためには、様々な事業にチャレンジをしなければならないと考えています。当然、費用対効果については検討する必要があるとは考えておりますけれども、現時点ではいろんなことにチャレンジをしていく。事業を進めるに当たって国の有利な財源もありまして、最大で4分の3の補助金もありますので、地方財政負担もできるだけ少なくした上で、事業を最大限、出力を上げている状況です。

◎はた委員 具体的に言うと、アプリで相手を探す。それを年2回実施して、600万円近く。あとメタバースで婚活をするのに1,200万円、デジタルのメタバースの世界になぜそれほどまでに費用がかかるのか理解できないんですけれども、教えていただけるでしょうか。

◎池子育て支援課長 メタバースの事業につきましては、メタバース空間というものを使わないといけないので、メタバース空間をレンタルするための費用ですとか、メタバースだけでなくリアルにもイベントをやっていますので、リアルイベントの開催に係る経費もかかってまいります。経費は最大限削減していきまして、先ほど申し上げたとおり国費もしっかりと活用した上で必要な経費を計上しています。

◎樋口委員 これ対象年齢は何歳まで。

◎池子育て支援課長 基本的には20代、30代としています。

◎樋口委員 基本だから越しても構んということだけれど、最終的に見たら、単なる結婚だけじゃなくて子供をつくってくれという結論よね。子供ができる年代まで構んということなんですか。そこら辺りどんな解釈ですか。

◎池子育て支援課長 あくまでターゲットとしましては少子化対策の一環ですので、イベントも20代、30代限定でやっていますし、施策としては20代、30代を念頭に置いています。

◎樋口委員 しつこく言うけれど、私が聞いているのはそれじゃなくて、実際、子供をつくるのが真の狙いだったら、20代、30代が基本だったら何歳まで構んかなという。原則はさっき2回も聞きました。

◎池子育て支援課長 イベントの内容によりましては、例えば40代や50代の男性と若い女性のイベントをやる場合も当然補助の対象になる場合がありますけれども、基本は20代、30代が施策の対象です。

◎樋口委員 これで終わる。基本は何回も聞いたから分かっている。だから、幾らまでだったら構んわけ。基本と、最上限度、最下限度があるでしょう。

◎池子育て支援課長 何十代までとはないです。

◎樋口委員 そしたら子供が年齢的に相当無理だという人も構んわけですか。

◎池子育て支援課長 ですから基本は20代、30代という申し上げておりますけれども、当然それだけに全部を絞ったわけじゃなくて、そうじゃないものの中にはあるという考え方です。

◎樋口委員 具体で子供をほぼ産めない、つくれないだろうという人は参加できないということやね。

◎池子育て支援課長 そのとおりです。

◎樋口委員 それはまた問題や。

◎横山委員 出会いの機会の創出が若者が求めているのが大変重要なところだなと思っていまして、その出会いを求めるために県外に出ていったりするようなこともデータとしてあるわけですね。

◎池子育て支援課長 当然あるかと思います。

◎横山委員 出会いの機会を官民が連携してつくっていくことは、まさに人口減少対策の1丁目1番地、若者所得向上と、これとを両方一緒にやっていくことは大変重要なことなんで、ぜひやってもらいたいということと、もう一個はみんなが県民運動になっていくことが重要だと思うんです。今、県が賃上げの大きな補助金も立ち上げてやる中において、押しつけになってはいかんけれども、企業などは、県がやりゆうこの出会いの創出のところをしっかりと後押しをしていくようなこともやっていくと。若者の所得向上プラス出会いのところにも、いろんなところで構んかったらこういうのもあるよというような、県民運動とはそういうことじゃないかと思うんですけれど、その辺に対してはどうですか。

◎池子育て支援課長 出会い・結婚支援につきましても、事業者を巻き込んでしっかりとやっていかなければならないと考えています。具体的には、産学官のフォーラムを産業振興推進部で所管しておりますけれども、そこに出会い促進に関する部会が立ち上がっていて、事業者の方々と一緒になって、施策といいますか政策議論もPRも含めてどうしていこうかと議論をしております。そうした中で事業者を巻き込んで、広く周知、さらには認識も深めていきたいと考えています。

◎横山委員 あらゆる機会を捉えて、こういうのを官民でやっているよと裾野をどんどん広げていく、分母を広げていくことは、本当に大事だと思いますので、来年度は元気な未来創造課にこの業務が移管されるわけでしょ。これって若者の所得向上と同じぐらい大変重要な取組なので、ぜひ前に進めていっていただきたいと思います。

◎はた委員 屋内の遊び場についての助成なんですけれども、具体的にどこでどういう運用を予定されているのか、また利用する側としたら有料になるのかどうか、その点を教えてください。

◎池子育て支援課長 今のところ具体の弾としましては、例えば指定管理施設、美術館や坂本龍馬記念館ですとか、そういったところに加えて、今のところ具体にお聞きはできていないんですけれども、例えば小売のスーパーやホテルといったところに御活用いただきたいと考えております。料金につきましては、200万円程度の補助上限額にしております、ちょっとしたキッズスペースの大きいバージョンといいますか、そういったものを想定しておりますので、無料と考えています。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、子育て支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎下村委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算議案について御説明します。なお、報告事項の日本一の健康長寿県構想については、予算議案と併せて御説明します。

まず令和8年度当初予算について、健康長寿県構想に位置づけをしている事業について説明します。

児童虐待防止対策の推進、こども家庭センター設置促進です。市町村における母子保健部門と児童福祉部門の機能を一体化したこども家庭センターの設置を促進するなど、児童虐待の予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援体制の強化を図ってまいります。

右下の令和8年度の取り組みとしまして、(1)児童虐待の発生予防・早期発見では、3つ目の予期せぬ妊娠等に関する相談窓口において、家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子に対し、妊娠や子供の養育等に関する相談支援、一時的な住まいや食事の提供などによる生活支援に引き続き取り組んでまいります。

(2)市町村の支援体制の強化では、こども家庭センターの設置運営に係る経費への補助や、設置済みの自治体の取組事例などを紹介するとともに、他機関との連携も含めた支援の調整などを行う統括支援員のマネジメント力や、そのほか職員の相談対応力の維持向上に向けた研修等を実施し、市町村の取組を支援してまいります。

(3)児童相談所の相談支援体制の強化では、職員への家庭相談支援に係る認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進により、専門性の向上を図るとともに、一番下の一時保護所に専任の看護師、児童心理司を配置し、一時保護児童への支援の充実を図ってまいります。

次のページを御覧ください。社会的養育の充実では、社会的養育を必要とする子供がより家庭に近い環境で安心して養育されるよう取り組んでまいります。

令和8年度の取り組みとしましては、(1)里親養育支援体制の充実では、里親支援セン

ターを中心とした里親家庭への支援を継続していくとともに、2つ目の里親登録者増加に向けて、ターゲットとなる世代に情報が届くよう効果的なPR活動を実施してまいります。

(2) こどもの権利擁護体制の充実では、児童相談所職員以外の第三者が児童養護施設等の子供の意見や意向等を聴取し、子供の希望に応じて関係機関等に意見の代弁等を行う意見表明等支援事業を外部委託することで、より効果的な実施につながるよう取り組んでまいります。

(3) 家庭的養育環境整備の推進では、児童養護施設の小規模化・多機能化に向けた施設整備に係る経費への補助を行ってまいります。

次のページを御覧ください。ひとり親家庭への支援の充実です。ひとり親家庭の自立や安心した暮らしに向けて、相談体制の充実などに取り組んでまいります。

令和8年度の取り組みとしましては、(1) ひとり親家庭支援センターの情報提供・相談体制の充実では、SNS等を活用したセンターの情報発信や、公式LINEによる支援制度等の情報提供などを実施するとともに、相談員のスキルアップに取り組み、ひとり親家庭の様々な相談に対応をしてまいります。

(2) 就業支援の強化では、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携しながら、相談者のニーズに応じた支援に取り組むとともに、人権・男女共同参画課が予定しているデジタルスキル習得と企業とのマッチング支援に係る事業にもつないでまいります。

(3) の経済的支援の充実では、児童扶養手当の支給や資格取得に必要な経費への補助を引き続き実施するとともに、養育費の確保に要する経費への補助、また、一番下の養育費に関するセミナーの開催を通じて、養育費の受領率の向上に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。ヤングケアラーへの支援の充実です。ヤングケアラーを早期に発見、把握し、適切な支援につなげることができるよう周知啓発や関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

令和8年度の取組としましては、(1) 早期発見・把握に向けた認知度の向上では、今年度作成しましたヤングケアラーに関する情報をまとめたランディングページを活用しまして、子供や若者がアクセスしやすい環境づくりを行っていくとともに、引き続きSNS広告による情報発信や中高生を対象とした出前授業などを実施してまいります。

(2) 迅速な対応に向けた関係機関の連携強化では、ヤングケアラーコーディネーターによる各分野の関係機関を対象とした研修の実施や、新たに当事者向けの相談窓口を開設し、支援に取り組んでまいります。

続いて、その他の項目につきまして議案説明書で御説明します。

次のページになります。右の説明欄の中ほどの3児童養護施設等児童措置費は、保護者のいない児童や虐待などの理由で、家庭で養育ができない児童などの措置に要する経費です。

4 ページ飛びまして、11ページ。上から2つ目の10児童手当費は、児童手当の支給に係る県負担分になります。11子どもの未来応援事業費は、子供や保護者の居場所となる子ども食堂の開設や運営を支援するための経費などです。

以上、当課の一般会計予算総額は66億8,427万4,000円で、前年度と比べ3億3,175万1,000円の増となっております。

続きまして、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明します。

右の説明欄の1貸付事業費は、母子父子及び寡婦の家庭に対して、修学資金や技能習得資金など各種の貸付けを行うものです。

次のページを御覧ください。子供が進学するために必要な修学資金等については、入学時の新規貸付けの際に卒業までの貸付け決定を行いますことから、最大で6年間の債務負担をお願いするものです。

令和8年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、補正予算案について御説明します。

右の説明欄、1児童福祉諸費の国庫支出金等精算返納金は、保育所等の施設整備などの事業を実施するため、安心こども基金に受け入れた国の交付金について、事業実施期限を迎えたため残額を国に返還するものなどです。

次のページにかけての2児童養護施設等児童措置費につきましては、国の保護単価が改正されたことや、国の補正予算において物価上昇に対応して、児童養護施設等に対する運営継続のための加算措置が時限的に設けられたことに伴い、増額するものです。

3児童福祉施設等处遇改善事業費から次のページの8子どもの未来応援事業費までは、施設や市町村等における事業費が年度当初の見込みから変動があったことに伴い、増額または減額をお願いするものです。

10子ども食堂支援基金積立金は、個人や企業の皆様から頂いた寄附金と基金の運用利子を高知県子ども食堂支援基金に積み立てるものです。

当課からの説明は以上です

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 子ども食堂の現在の基金残高がどれだけあるのか、また、今回、重点支援交付金で物価高騰対策をあらゆる部門が行っていますけれども、子ども食堂に対する物価高騰対策はあるのでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず基金の積立金は、令和7年5月末の残高で5,110万6,616円になっています。あと物価高騰対策として、子ども食堂に対する補助金等の増額は行っていないところです。

◎はた委員 子ども食堂の現場の状況を幾つかお伺いをして、食事提供だとか居場所提供には経費がかかるし、物価高騰によってあらゆるところで経費が上がっている状況がある

んですけれども、物価高騰対策がないということなので、基金を、お金を寄附していただいた方の思いを形にすると。より物価高騰で困っているはずですので、そこへ基金を生かしていくことが大事ではないかと思うんですが、今年その基金の活用についてはどうされていくのか。

◎野村子ども家庭課長 まず基金については、全額、子ども食堂に対する補助金に活用しています。基金については先ほど申し上げた残高があるところなんですけれども、近年、御寄附を頂いて積み立てる額よりも補助金として支出する額のほうが多くなっているんで、年々残額が減っている状況です。そういった基金を幅広く、より多くの子ども食堂に使っていただくために、一定基準額を設けて、子ども食堂の活動の一部を補助している状況です。今回、物価上昇といったところで検討はしましたけれども、実際、補助金の実績報告等を見たときに、自己負担の額が500円未満のところが多く、一定、何らかの工夫で対応できるものと考えておまして、現在のところでは増額は考えていないんですけれども、今後、各食堂の使用状況等を見ながら、適宜判断はしたいと思っております。

◎はた委員 皆さん手弁当でやっていますので、物価高騰で、このままだと続けられないことも想定しなければならない。そういう手弁当でやっているボランティア団体の大変さがありますので、物価高騰対策が当初予算にないのは驚きましたけれども、ぜひ物価高騰対策を個々の分野でもしていただきたいと、要請しておきます。

それと子ども食堂とも関連してきますけれど、独り親家庭への支援で、ありがたいことに、国は独り親家庭への相談支援の補助率かさ上げをしています。国は、福祉専門職員の配置を財源的にもバックアップしてやりやすくしていますし、食料とか生活品の物品についてはそういった職員を介して独り親家庭に届けるなど、人の配置に対して予算をつけ、子ども食堂と連携して独り親家庭を支えてくださいとやっているわけですが、県としては、独り親家庭を支援する人員体制は増やしていけるんでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず当課に母子・父子自立支援員という職員が2名おまして、独り親家庭に対するあらゆる相談に対応しております。なので現行の課の人員体制としてはそのままでいきますし、あと、ひとり親家庭支援センターは委託事業になりますけれども、そちらには3名程度常時いる形で、独り親家庭の相談支援を受け付けておりますので、その体制で継続してまいりたいと考えております。

◎はた委員 アウトリーチが必要な現場だと思うんですけれども、その人員体制で問題はないのかどうか。

◎野村子ども家庭課長 県の福祉保健所でも地域の支援をしていますし、基本的には子育て家庭の実情をよく知る市町村においても支援をするところがまず第一にあると思いますので、県と市町村合わせて、それぞれの家庭の状況を把握しながら、それぞれの立場での支援を切れ目なく行っていくことが大事と考えております。

◎はた委員 国の福祉専門職員の増員を図る予算をぜひ活用していただいて、リスクが高いと言われる独り親家庭への支援を子ども食堂など民間と連携して、より進めていただきたいをお願いしたいと思います。

◎下村委員長 以上で、子ども家庭課を終わります。

〈福祉指導課〉

◎下村委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎山岡福祉指導課長 令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算について御説明します。

まず、当初予算の議案説明書について御説明します。右側の説明欄を御覧ください。

まず1 社会福祉施設等指導監査費は、福祉指導課職員15人の人件費のほか、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業所等の指導監査に要する経費です。

2 行旅病人死亡人取扱費は、身元の分からない病人、死亡人などのいわゆる行き倒れになった方の救護や葬祭を行った高知市を除く市町村に対して交付金を交付するものです。

次に3 生活保護費ですが、最初の生活保護費負担金は、高知市を除く10市において居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に市が生活保護を適用した場合に、その費用を県が負担するものです。

次の生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費と住宅扶助費等を合わせた生活保護扶助費は30億9,000万円余りとなっております。このうち、生活扶助費と医療扶助費の2つで全体の約9割を占めています。本県の生活保護受給者の動向といたしましては、平成10年度から平成24年度までは増加しておりましたが、平成25年度以降は現在まで減少傾向が続いています。生活保護につきましては、物価高騰による影響なども含めた社会経済の情勢を注視しつつ、生活困窮者自立支援制度とも連携しながら保護の適正な実施に努めてまいります。

次のページをお願いします。右側の説明欄を御覧ください。

2つ目の4 生活保護事務費につきましては、生活保護関係事務に携わる会計年度任用職員の人件費や、県内福祉事務所への指導監査、指定医療機関に対する個別指導などに要する経費です。

2つ下の生活保護電算システム保守等委託料は、福祉保健所において保護費の支給や統計処理を行う生活保護電算システムの改修に要する経費です。

下から2つ目の生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立支援事業委託料は、被保護者を対象に就労準備支援事業を実施するものです。

以上、令和8年度の歳出予算総額は33億9,501万円余りで、対前年度比で892万円余りの減となっています。これは主に生活保護費の減少を見込むものです。

次に、補正予算の議案説明書について御説明します。右側の説明欄に沿って御説明します。

まず、上から4つ目の生活保護費の生活保護費負担金は、所要額が当初見込額を上回ったことから増額するものです。

次の生活扶助費は、生活扶助基準改定に関する昨年6月の最高裁判決を踏まえた国の対応に合わせて、必要な生活扶助費を追加するものです。

また、国庫支出金精算返納金は、令和6年度の生活保護費等の国庫負担金などの国庫支出金に係る精算返納額の確定により増額をお願いするものです。

次の3生活保護事務費は、生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた国の対応に合わせて、生活保護電算システム改修に要する経費や事務費の計上をお願いするものです。

次のページをお願いします。令和7年度補正予算は、合計1億5,926万円余り増額となります。

次のページをお願いします。補正予算に計上いたしました生活保護費と生活保護事務費につきましては、国の補正予算対応のため繰越明許費に計上をお願いするものです。

説明は以上です

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 最高裁の判決で生活保護の返還ということなんですけれども、いつ受給者の皆さんに返還になるのか、県としてどういう事務を進めていくのか教えてください。

◎山岡福祉指導課長 今の段階で正確な時期を申し上げることは困難ですけれども、県としては、令和8年度の前半ぐらいに追加支給できるようにしていきたいと考えております。

◎はた委員 生活保護の申請者数が減っているとの説明でしたけれども、人口も減っているので、パーミルの割合ではどうなのか。近年の推移について教えてください。

◎山岡福祉指導課長 大体25.1パーミルでほぼ変わりないんですけれども、微減です。25台の後半から今25の前半ぐらいにはなっていますので、保護率についても微減です。

◎はた委員 物価高騰が直撃をしています。最高裁による判決で、過去の分については返還があるとのことですが、今も物価高騰が直撃をしていることで、不服申請が県にもあるかと思うんですけれども、不服申請はどんな状況でしょうか。

◎山岡福祉指導課長 まだ県としては、追加給付は先ほどお話ししましたように、令和8年の8月前半ぐらいということですので、まず追加給付があってから不服申立てについてはもしあるとすればそれ以降になるのかなと思います。現時点で、今回の最高裁判決について不服申立てはまだありません。

◎はた委員 最高裁判決に対する不服というより、生活保護そのものに対する、少ないとか、いろいろ不服申請があったかと思います。過去にも、また現状でも。その状況についてはどうでしょうか。

◎山岡福祉指導課長 通常の最高裁判決とは別に現在の生活保護の業務に対して、各福祉

保健所の支給あるいは変更を受けて、そういったものについての不服申立ては毎年ありますけれども、年間10件弱ぐらいで推移しております。年度によって増減はありますけれども、速やかに対応していくようにしております。

◎はた委員 本当にお大変だという声が上がっているとのことですので、あらゆる減免制度、物価高騰対策のいろんなお金が使われるわけですが、その際に、生活保護受給者もあらゆる支援が受けられるようにしていただきたいと思います。例えば家電製品の購入補助、いろんな補助制度を県が実施するとお話を聞いていますけれども、その運用の際には生活保護の方もエアコンが買える、そういう選択肢がある状況を担当部局からも関連する部局に声を上げていただいて、最低限の生活を保障できるようにしていただきたいと要望しておきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

〈人権・男女共同参画課〉

◎下村委員長 次に、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 当課では、令和8年度当初予算案と令和7年度補正予算案について御説明します。

議案説明書を御覧ください。8人権・男女共同参画費の説明欄の中から主なものを御説明します。

次のページをお願いします。まず3人権啓発事業費の中の人権啓発活動市町村委託料は、国の啓発活動事業を市町村に委託し、全市町村が講演会やイベントなど人権意識の高揚に向けた取組を行うものです。

その下の人権啓発研修事業委託料は、講演会やイベントのほか、企業や自治体で行われる人権研修への講師派遣、また、新聞や広報誌、ウェブサイト等による情報発信などを高知県人権啓発センターに委託するものです。

また、人権啓発センター管理運営委託料は、県立人権啓発センターの管理運営を指定管理者である高知県人権啓発センターに委託するための経費です。

その下のモニタリング調査委託料は、インターネット上の部落差別などに関する投稿のチェックと、問題のある投稿の削除要請を専門事業者に委託するものです。

修繕負担金は、県立人権啓発センターが入居している丸ノ内ビルの修繕に要する経費の県有分を負担するものです。

次に、4隣保館運営支援等事業費の2つ目、隣保館運営支援事業費補助金は、20市町村にあります市民館や町民館など35館の運営費の補助で、住民からの相談対応や人権に関する啓発活動などを行っております。

次の隣保館施設整備事業費補助金は、市町村が設置運営している隣保館の施設整備に対

して助成するものです。

次のページを御覧ください。こちらは高知県元気な未来創造戦略の資料になっております。当課に該当する部分につきましては、政策実現に向けた条件整備としての「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進についてになります。

上段の数値目標は、県内企業における男性の育児休業取得率、また、家庭生活と職場生活における男女平等の意識を設定しております。

次のページは、令和8年度の全庁的な取組の記載となっております。

当課の取組については、その次のページで御説明します。こちらは、健康長寿県構想の資料となっております。右下の令和8年度の取り組みを御覧ください。

(1) 行政・企業等のトップによる「共働き・共育て」の推進として、共働き・共育て推進の宣言を頂いた28団体と連携をしまして、企業の好事例を紹介するなど、男性の育児休業取得促進に向けて取り組んでまいります。

(2) 職場の意識改革の推進として、男性の育児休業取得促進に向けた企業の環境整備を支援する奨励金制度を創設するほか、(3) 県民運動を推進する情報発信・啓発として、家事・育児分担についての県民参加型のプロモーションを県内に展開してまいります。

それでは奨励金制度について、次のページを御覧ください。こちらはこうち男性育休推進企業奨励金(案)についてです。県内事業者の生産性向上につながる働き方改革を強力に後押しするため、男性育休取得に伴う業務の属人化解消や業務効率化・標準化を進める取組を支援する奨励金を国の交付金を活用して創設いたします。対象は、県内に本社・事業所を置く従業員数300人以下の雇用保険適用事業主とし、左下の支援概要に記載している①男性育休チャレンジコースと、②こちらは延べ29日以上男性育休取得者がいることを要件としました取得促進コース、いずれかの支給となりまして、右側に例示しています属人化解消などの取組を実施いただくことで、1事業者当たり最大300万円を支給するものです。

次のページを御覧ください。女性活躍の環境づくりの推進についてです。K P Iは資料上段に記載していますように、若年女性の所定内給与額や県内企業における女性の管理職割合などとしております。

令和8年度の取組は右側、3具体的な事業の2女性の活躍の場の拡大、その他の②にあります非正規雇用等の女性のデジタルスキルの習得と就労を支援し、拡充策としてデジタルスキルの習得によって多様な働き方を実現している女性の事例を発信していきます。

3女性のキャリア形成支援では、①高知家の女性しごと応援室において、きめ細かな就労支援を行うとともに就労後のキャリアアップも支援します。また②は、女子中高生を対象として、将来的なUターンや女性活躍を目指し、県内の女性管理職や起業家などと交流の機会を設けることで、県内で活躍するキャリアイメージを持てるよう支援します。

次のページを御覧ください。困難な問題を抱える女性への支援の充実についてです。困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援が関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく届き、必要な福祉的サービスも活用しながら、地域で自立した生活を送ることができることを目指してまいります。

令和8年度の取り組みについて、下の枠囲みの3民間団体と連携した支援対象者の早期の把握など支援体制の充実では、民間団体による女性を対象とした居場所の開設やSNSを活用した相談の実施に取り組むこととしております。

次のページを御覧ください。議案説明書に戻りまして、5男女共同参画推進事業費の3つ目のこうち男女共同参画センター管理運営等委託料は、県と高知市が共同で設置していますソーレの管理運営や、啓発事業を指定管理者であるこうち男女共同参画社会づくり財団に委託するものです。

共働き・共育で推進事業委託料と給付金事務委託料、それからこうち男性育休推進企業奨励給付金の部分は先ほど説明しましたので省略します。

3つ下の改修工事請負費については、ソーレの館内照明のLED化に係る経費です。

6女性活躍推進事業費の女性就労支援事業委託料は、高知家の女性しごと応援室の業務委託に要する経費です。

下から3番目の人材育成事業等委託料は、先ほど説明しました女性デジタル人材育成業務の委託に要する経費です。

次のページを御覧ください。7困難な問題を抱える女性等支援事業費は、配偶者からの暴力など様々な問題を抱える女性からの相談対応をはじめ、一時保護や自立支援に取り組む県の女性相談支援センターの運営などに要する経費です。

3つ目の女性の自立支援促進事業委託料は、自立支援施設に入所された方の生活支援や一時保護所の調理業務、夜間休日の宿直業務などを委託するものです。

2つ下の女性相談支援等事業委託料は、先ほど説明しました女性を対象とした居場所の開設などの業務を委託するものです。

2つ下の改修工事請負費は、一時保護所や自立支援施設の各室に浴室などを備え、個室化するための経費です。

当課の予算総額は12億5,914万円で、4億9,545万3,000円の増となっております。

続きまして、補正予算案について御説明します。次のページを御覧ください。

まず、1人権啓発事業費の人権啓発研修事業委託料は、人権啓発センターに委託しております当該事業について、不用となった経費を減額するものです。

3女性活躍推進事業費の女性活躍推進事業費補助金は、市町村事業が国に採択されなかったため減額するものです。

4困難な問題を抱える女性等支援事業費の改修工事設計委託料の減額は、女性相談支援

センターの一時保護所及び自立支援施設の個室化に係る設計委託料が当初の見込みを下回ったものです。

次の国庫支出金精算返納金は、国の補助金額の確定に伴って国への精算返納を行うもので、隣保館運営支援等事業費についても同様です。

説明を以上で終わります。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** 子供の性暴力やネットでの暴力、子供だけではないと思いますが、ニュースでは性暴力、身体的暴力といったものが増えているのではないかと思うんですが、全国及び高知県の状況はどうなっているのでしょうか。

◎**下村委員長** どうですか。今の状況で構んと思いますよ。

◎**市村人権・男女共同参画課長** 女性相談支援センターで対応しているのは、18歳からの、子供ではない方々を対象として取り扱っているので、相談件数の中には子供に関する部分の件数が把握できていないです。

◎**はた委員** 子供に限って問いたいということではないです。改めて子供についてのデータがあるなら後で頂きたいですが、ここでは子供も含めて性暴力が増えているのではないか、また身体的暴力、そういうものも増えているのではないかと思うんですが、事件として扱われたケース、相談でとどまっているケース、いろいろ状況があると思うんですが、大体で構いません。高知県の状況を教えてください。

◎**下村委員長** まずデータは出せますか。

◎**市村人権・共同参画課長** 性暴力被害者サポートセンターは県民生活課で把握しているデータがあるかもしれませんので、確認はしてみます。

関連してなんですが、困難な問題を抱える女性への支援のところで、今年度、若者への生活アンケート調査を実施しまして、主に高校生に向けて暴力とか、生活上困難な困り事がないかといったアンケート調査を実施しました。その結果では、自分の体の障害、それ以外にも家族からの暴力とか、性に関する心配事がありますという割合が、全体の約14%から15%ぐらいありました。そういう方たちが誰に相談をしているのかお聞きしていると、まずは家族とか身近な知人の方、その次に多かったのが学校の先生だったりスクールソーシャルワーカーだったり、やはり身近にいらっしゃる方に相談をしている状況がありましたので、県ではスクールソーシャルワーカーとも連携ができるように、令和8年度は女性相談支援センターと教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの連携を進めていきたいと考えております。

◎**はた委員** 本当になかなかこう声に出せない。相談できない。性暴力の場合はそういう面が強いと思いますし、年齢が若くなくなればなるほど、そういう相談の機会は少ないと思いますので、人権施策の中で年齢を区切らず、性暴力をなくしていくことを施策の柱に

していくような新年度の取組を期待するんですけれども、性暴力に対するこれからの県としての取組はどんなにお考えでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 性暴力には限らないんですが、もう少し早期から抱える悩みを打ち明けられる場があったらいいなということで、今年度から街の保健室という形で、女性の居場所づくり事業を実施しています。そういうところでプライベートな相談や性に関する相談を、学校以外でもちゃんと相談できますよと教育委員会を通じて周知等も実施していますので、ぜひ活用してもらいたいと思います。

◎岡崎委員 関連して。その性暴力とかヤングケアラーもそうなんですけれど、虐待について本当に見えにくいんです。学校現場でも本当に見えにくいです。先ほども虐待重大事案がゼロと出ていましたけれど、ゼロなのかと思いながら確認しました。そこをきちっと拾っていかないと、いつ重大事案になるか分からない状況はいっぱいあります。そういうところをきちっと監視するじゃないですけど、きちっと情報を取って対応することは必要じゃないかと考えます。どうやって対応するかといったら、本当に先ほど言われたように学校現場のスクールソーシャルワーカーであったり、様々な相談しやすい体制をどうつくるかが必要になってきますので、教育委員会との連携は物すごく大事だとは考えているところです。児童相談所であったり、そういう相談機関と教育現場の連携はすごく重要と思っています。高校生になると本当に言わなくなります。言わなくなったままずっと潜行して行って、どんと出るようなことにもつながりかねないので、そこを十分理解した上で自分たち支援する側も対応を考えていかなければいけないと思います。

◎下村委員長 要請ですか。

◎岡崎委員 要請です。

◎岡田（芳）委員 8ページです。困難な問題を抱える女性への支援策で、最後のところで一時保護所ですが、入所者の増加ということも書いてあるので、足りているのか。あと施設の代替施設の受入環境とありますが、代替施設ってどれぐらいあるもので、どれぐらい改善する目標なのか。

◎市村人権・男女共同課長 今年はやはり入所件数が増えている状況です。DV被害に遭われている方だけではなくて、子供から暴力を受けられた高齢女性の方だったり、もしくは逆に親から暴力を受けた若年女性の御利用もあっている状況です。

受入れ、キャパシティの話ですが、ほぼ警察署から御連絡を頂くんですが、特にお断りをしたことはなくて、一応要請があった方たちは皆さん受入れができています。その中でも、同伴のお子さんの数がかなり多かったりとか、男子児童で大きなお子さんをお連れの方などは、どうしてもシェルターにはいれなくて、そういう方たちは一時保護委託の形で、別の施設に受入れをしていただくこともあります。代替については数室構えていまして、特に満床になったことはない状態です。

◎岡田（芳）委員 生活保護との関係も出てきますか。

◎市村人権・男女共同参画課長 避難されてきた方の自立支援をつなげていくためには、生活保護の手続をしていただいて、新たに住むところなどを構えていくこともあります。

◎榎尾委員 6ページのこうち男性育休推進企業奨励金の件で御質問したいんですけれども、国の両立支援と助成金にも勝る本当にすばらしい奨励金だと思っているところで、コースも1と2に分かれて、入り口の方々にもしっかりと支援していく中で、本当にこの奨励金が企業の方々に使っていただけてすごく効果が出てくると思うんですけれども、企業の方への周知は、こういったことを考えられているかお聞きします。

◎市村人権・男女共同課長 周知についても委託で事業者から提案を頂くところなんです、チラシとか。まずは共働き・共育ての宣言団体の皆さんや、こうち男性育休推進企業に登録いただいている企業にはしっかり周知をして、それ以外にも県内広く周知してまいります。

◎横山委員 私も同じくこうち男性育休推進企業奨励金に関して、本当にいい取組だと思っています。一方で、属人化解消というのは、ある意味で、技術で生きている人間からしたら、自分の持っている技術でやっている仕事は実際あつたりするわけなんで、そこをどうやっていくかは。特に建設現場で道路の改良の技術屋や河川の改修の技術屋もなくてはならない技術を持っている人がいるわけです。また、まさに今デジタルにどんどんなって、デジタルを習得してきた若い技術屋がいるわけなんです。ある意味で属人化といったら属人化になっているところもあるんで、その辺は柔軟に対応していったらいいのかなと。別のところで、この奨励金が当たるようなこととしてあげたらいいのかなと思うんですけれど、検討をしていただけたら。属人化解消も大事なことだけど、産業によってはそういう技術を持った人間が必ず要するところはあるんで、公共事業だし品質確保せないかんし、そこはもう厳然たる事実だと思うんです。だからそういうところをいろいろ検討をしながら、よりよい奨励金にしていただきたいと思いますと思っています。応援しています。重要な奨励金だと思っていますけれど、属人化となると、どうしてもそうじゃないところもあるよというところは、厳しい仕事の世界なんであるとは思いますが。

◎岡田（芳）委員 関連して。高知はこういう取組を始めたんですけれども、他県はどんな状況なんですか。例えば四国。

◎市村人権・男女共同課長 男性育休を進めようという奨励金については、他県でも取組がされているところがありまして、四国内でも徳島県が共働き・共育ての奨励金をつくられていたりします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、子ども・福祉政策部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

このうち第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3（案）については、予算議案と併せて説明がありましたので、ここでは残り1件の報告を受けることにいたします。

〈人権・男女共同参画課〉

◎下村委員長 こうち男女共同参画プラン（案）について、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 当課からこうち男女共同参画プラン（案）について御報告します。昨年12月、委員会において計画の概要や全体像を御説明し、その後パブリックコメントを実施しました。本日はその結果とともに計画の最終案について御報告します。

今、画面にあるこちらは概要資料になりまして、前回の再掲でして、目指すべき姿や基本的な考え方などに変更はありませんので、説明は省略します。

4ページをお願いします。パブリックコメントの結果をまとめたものです。パブリックコメントは、令和7年12月25日から令和8年1月26日まで実施し、10人1団体より合計21件の御意見が寄せられました。主な御意見としては、新しく取組の柱としました、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりについて、男女の人権尊重がベースにあること、固定的な性別役割分担意識の解消に向け取り組むことを、明確にしてほしいといった御意見がありました。

また、テーマ3の取組の柱、生涯を通じたからだところの健康支援では、プレコンセプションケアではなく、性と生殖に関する健康と権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえて進めてほしいといった御意見があり、プラン全体に関しては、性の多様性や複雑で多様な課題を抱えた人々の人権を尊重する計画としてほしいなどの御意見が寄せられました。

これらの御意見への対応としましては、県の考え方をお伝えするとともに、関係課と調整をして、例えば性の多様性、個々のライフプランの重視といった男女共同参画社会の実現を目指す際に留意すべき視点について、施策ごとに明示するなどの修正も行いました。寄せられた御意見については、これからの施策にも生かしてまいります。

報告は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

ここで20分ほど休憩とします。再開は3時20分とします。

(休憩 15時1分～15時20分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《文化生活部》

◎下村委員長 次に、文化生活部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上文化生活部長 文化生活部が所管する議案などにつきまして総括説明を申し上げます。

まず、令和8年度一般会計当初予算について御説明します。文化生活部予算総括表を御覧ください。当部の令和8年度当初予算額は合計で163億2,553万2,000円で、令和7年度と比較すると10億5,300万円余り、率にして約7%の増となっています。主な要因は、よさこい高知文化祭2026の開催に係る取組のほか、高等学校の授業料無償化に係る就学支援金の拡充などに要する経費が増額となったためです。

続いて令和8年度の主要な事業について御説明します。令和8年度文化生活部施策体系と主な事業を御覧ください。

まず左上、文化芸術の振興では、令和9年度からを計画期間とする次期高知県文化芸術振興ビジョンの策定に取り組むほか、高知県芸術祭の開催や参加団体への支援に引き続き取り組みます。

文化施設の管理・運営では、文化振興課が所管する県立文化施設の管理運営のほか、施設の安全性や利便性向上のための設備整備などを進めてまいります。

「まんが王国・土佐」のブランド化の推進では、よさこい高知文化祭2026において、漫画関連の企画展を開催するほか、引き続きまんが甲子園の開催などに取り組めます。

次に、「よさこい高知文化祭2026」の開催に向けた取組の推進では、今年10月の開幕に向けて開閉会式をはじめ、県内全市町村において多彩な文化プログラムを実施できるよう準備を進めます。また、大会のさらなる機運醸成を図るため、広報活動を強化するほか、市町村が行う文化芸術振興の取組を支援します。

次に、文化財の保存・活用と歴史文化の振興についてです。文化財の保存・活用では、伝統的な祭りや民俗芸能の活性化への支援として、保存会と学生等をマッチングする担い手支援事業などに引き続き取り組むほか、耐震対策をはじめとする高知城の保存・活用に向けた取組を行います。

歴史文化の振興では、歴史文化財課が所管する歴史系県立文化施設の管理運営に加え、

収蔵資料のデータベース化などを進めます。また、四国遍路の世界文化遺産登録に向けた取組を引き続き推進してまいります。

高知県史の編さんでは、編さん体制を拡充するほか、初の刊行となります近世資料編1の発刊に取り組みます。

続きまして右上、国際交流の総合的な推進についてです。多文化共生施策の推進では、多言語版生活ガイドブックとして活用するウエルカムパッケージを整備するなど、今年度策定をいたします高知家多文化共生推進プランに基づく取組を着実に実施します。

国際交流の推進では、姉妹交流協定締結10周年を迎える韓国の全羅南道や創立50周年を迎えるパラグアイ高知県人会などとの友好交流に取り組みます。

次に、安全で安心して暮らせる社会づくりです。消費生活の安定と向上では、高知県消費者教育推進計画に基づき、取組を推進するとともに、今年度末に改定する高知県食品ロス削減推進計画に基づき、外食時の食べ切りの推進に向けた広報啓発などに取り組みます。

安全で安心なまちづくりの推進では、犯罪被害者などに関する支援体制の充実を図るとともに、交通安全こどもセンターの管理運営等を通じて、交通安全対策を推進してまいります。

最後に、私学の振興・大学への支援です。私立学校の振興では、引き続き私立学校への運営費補助による支援を行うとともに、就学支援の充実やキャリア教育の推進を図ります。

公立大学法人への支援では、高知県公立大学法人への運営費交付金の交付や、2つの公立大学の施設等整備への補助を行うほか、県内の高等教育機関の魅力発信に向けた取組を推進します。

続いて、当部に関する令和8年度の組織改正等による体制強化について御説明します。

まず、県史編さんの推進につきましては、令和3年度に編さん事業を開始し、これまで資料調査や刊行の準備を進めてまいりました。来年度から発刊を開始するなど、事業が本格化することに併せまして、これまでの歴史文化財課内の室の体制を強化し、新たに県史編さん活用課を設置しまして、高知県史の編さんを行うとともに、編さんした県史を郷土への愛着の形成や観光振興などにつなげていく取組を推進することとしています。

また、よさこい高知文化祭2026の円滑な開催に向けて、よさこい高知文化祭課の体制を強化します。

続きまして令和7年度補正予算について御説明します。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。補正額は合計で3億3,209万1,000円の減額となっています。

次に、条例その他議案について御説明します。令和8年2月高知県議会定例会議案目録を御覧ください。

まず、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案につきましては、高知県収入証紙条例の廃止に伴い、文化生活部が所管する高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正す

るものです。

また、高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案につきましては、同施設の設置及び管理に関する条例に基づき、次期指定管理者として、公益財団法人土佐山内記念財団を指定することについてお諮りするものです。

続いて報告事項につきましては、県民生活課から、令和8年度からの5年間を計画期間とする第12次高知県交通安全計画の概要について御報告します。

以上の各議案、報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管する審議会の審議経過などについて御報告します。令和7年度各種審議会の開催状況についてを御覧ください。各審議会の開催日や主な審議項目などを記載しています。なお、前回の委員会以降に開催した審議会につきましては、委員の名簿を9ページ以降に掲載していますので御参照ください。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化振興課〉

◎下村委員長 初めに、文化振興課の説明を求めます。

◎太田文化振興課長 文化振興課からは、令和8年度当初予算議案と令和7年度補正予算議案について御説明します。

1 ページ目です。まず、令和8年度当初予算議案の主な歳入について御説明します。

説明欄、中ほどに文化芸術振興費補助金があります。これにつきましては、まんが甲子園の開催費用に充当するものです。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、当課で所管している文化施設の運営費のうち、人件費及び物価高騰による増額分に充てるものです。

3 ページをお願いします。歳出についてです。右側の説明欄の項目に沿って主な内容について説明します。

2 文化振興費につきましては、後ほど別の資料で御説明します。

4 ページをお願いします。3 まんが王国土佐推進費です。まんが王国・土佐情報発信等委託料1,722万円余りにつきましては、高知まんがBASEの運営を委託するものです。

1 行空けまして、まんが王国・土佐推進協議会負担金の6,331万円余りにつきましては、漫画文化の推進とまんが王国・土佐のブランド化を目的として開催をいたしております、まんが甲子園などの経費を負担金として、県が会長を務める協議会に支出をするものです。知事が代表である団体への負担金ですので、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前の承諾を頂こうとするものです。

次に、4 文化施設管理運営費の7億6,000万円余りです。美術館管理運営委託料から県民

文化ホール管理運営委託料までにつきましては、当課が所管する3つの県立文化施設の指定管理代行料となります。

著作権管理委託料につきましては、写真家、石元泰博氏の写真作品の著作権の管理について、一部事務処理を公益財団法人高知県文化財団に委託するものです。

5ページをお願いします。5文化施設改修事業費の2,947万円余りにつきましては、美術館や県民文化ホールの舞台機構設備等の更新に要する工事請負費を計上しているものです。

6ページをお願いします。先ほど別の資料で御説明した事業について説明したいと思えます。高知県文化芸術振興ビジョンの推進という資料です。

まず基本方針1文化芸術を通じた県民の心の豊かさの向上です。

1つ目のよさこい高知文化祭2026につきましては、後ほど所管課より説明することになりますので、省略します。

次に2つ目、文化芸術振興ビジョン推進事業等につきましては、令和9年度からを計画期間とする次期高知県文化芸術振興ビジョンの策定に取り組みます。また、助成金などによりまして地域の文化芸術活動を支援するとともに、芸術祭のメインイベントなどの開催によりまして、県内で文化芸術に触れていただく機会の創出をまいります。

基本方針2、こちらは歴史文化財課の所管になりますので省略します。

次に、右上の基本方針3県民一人ひとりの文化芸術への参加意識の向上です。

文化人材育成事業につきまして、1つ目、中山間地域で文化芸術に触れる機会を増やすため、地域のイベントや公民館等で実施する習い事などにアーティストを派遣する事業を継続して実施しております。また2つ目、地域の活性化を視野に入れた文化芸術に触れる機会を創出することのできる人材の育成を目指しまして、アーツカウンシルによる伴走支援を中心とした取組を進めてまいります。

また、文化広報誌「とさぶし」につきましては、年4回の発行に加えまして、InstagramなどのSNSを活用した広報に取り組み、若年層や県外の方などに対しまして高知の文化的魅力を視覚的に発信してまいります。

最後に、基本方針4文化芸術を活用した地域の振興です。

「まんが王国・土佐」の推進では、1つ目、よさこい高知文化祭2026の県事業としまして、歴代の最優秀賞やまんが甲子園の永世名誉審査委員長であるやなせたかし先生に関する展示を行う、まんが甲子園記念企画展を実施したいと考えております。

2つ目にまんが甲子園の開催です。今年度のまんが甲子園につきましては、最優秀賞を決定した後、受賞を取り消すといった事態も生じました。こうした事態を踏まえまして、審査体制の強化など、再発防止に向けた運営体制の見直しを行うこととしております。こうした取組により、まんが甲子園の信頼性向上を図りながら、大会運営に努めてまいりたい

いと考えております。

以上が令和８年度当初予算議案の内容です。

次に令和７年度２月補正予算議案について御説明します。

資料７ページをお願いします。歳出につきまして右側の説明欄に沿って御説明します。

一番上のまんが王国土佐推進費の521万円の減額につきましては、まんが甲子園の本選大会出場校が予算の想定よりも近隣の国や地域から参加となったことにより、不用となった旅費などを減額するものです。

次に２文化施設管理運営費の1,182万円余りの増額につきましては、各文化施設における利用料金改定に伴う減収補正に対応するための増額補正を行うものです。

以上で文化振興課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎横山委員 中山間地域での文化芸術で、よさこい高知文化祭2026は、中山間地域の伝統文化、伝統芸能をしっかりと残していくということで、質疑の内容によっては違うところになるかも知れませんが、今回、文化芸術振興ビジョンを見直すに当たって、よさこい高知文化祭も契機にして、中山間地域の伝統芸能、伝統文化を残していくことをビジョンの中に明確に位置づけていくことは重要じゃないかなと思うんです。実務はまた別でしょうけれど、主管課として、その辺に対しての所感をお聞かせいただけますか。

◎太田文化振興課長 ビジョンの改定を来年度行うことになっておりまして、その中の一つの方向性といえるでしょうか、よさこい高知文化祭の高まったこの機運を生かした、今後の中山間地域の様々な形での文化芸術活動の推進は、しっかりと入れていく必要があると思っております。こういった形でやっていくのかはこれから検討になってきますけれども、取組としてしっかりと盛り込んでいく必要があると考えております。

◎横山委員 国民文化祭ですので、文化祭の柱の中にも入っているんで、これを契機として文化振興を未来につなげていく、ビジョンともリンクさせていくことをお願いしたいと思っています。

あと、中山間の伝統芸能、伝統文化と同じで、まんが王国・土佐も、高知文化祭を通じて、まんが王国・土佐を改めて売り出していく、そういう気概を持ってやっていただきたいと思うんですけれど、その辺の意気込みを課長にお聞きします。

◎太田文化振興課長 全国で多くの方が来られるよさこい高知文化祭を契機としまして、漫画文化、まんが王国・土佐につきましてもしっかりとPRする必要があると考えております。漫画の部分の記念企画展をやる予定をしておりますので、そういったPRもしっかりしつつ、そこにも足を運んでいただいて、しっかりとまんが王国・土佐の取組を、せっかくの機会ですのでPRしていきたいと思っております。

◎横山委員 まんが王国の推進に、一つの大きなコンテンツとしてまんが甲子園があるわ

けで、その中のブランド価値と信頼性の向上、本当に大変重要な取組だと思うんですけども、先ほど御説明いただきましたけれど、さらに深掘りして、いかにまんが甲子園のブランド価値をしっかりと守っていくか、高めていくか、その辺の取組をお聞かせいただけますか。

◎太田文化振興課長 まんが甲子園につきましては、残念ながら昨年度、優秀賞を取り消すという大変残念なことになってしまいました。来年度に関しましては、まずこういった事態を発生させないことを重点を置いて、運営方法の見直しは実際にしております。一方で、まんが甲子園の取組はまんが王国・土佐の情報発信を兼ねておりますので、その中でもこういった形でPRしていくかは、しっかりと盛り込みながら取組を進めていきたいと思います。今回はどちらかというと、先ほどの安全対策のほうが強く出ているのは正直なところではあります。

◎横山委員 まずそれがあってのこととは思いますが、そこからさらにプラスの要素をどんどん高めていっていただきたいし、私が常に思うのは、まんが王国・土佐を推進していくためには、後継者、人材をいかに育成していくかだと思います。まんが甲子園という素晴らしいコンテンツはあるんですけども、地元の高知に漫画の後継者、人材が育つ、そうした環境整備の契機にもなるような大会にしていきたいと思っていますので、要請ということでよろしくお願いします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、文化振興課を終わります。

〈よさこい高知文化祭課〉

◎下村委員長 次に、よさこい高知文化祭課の説明を求めます。

◎松本よさこい高知文化祭課長 当課からは、令和8年度当初予算議案について御説明します。

1 ページを御覧ください。歳入について御説明します。

科目欄、上から3つ目の4文化生活費補助金のうち、地域未来交付金は、市町村が実施する文化芸術活動や文化資源を活用した事業に充てるもの、地域生活支援事業費等補助金は、障害者芸術・文化祭事業の開催経費に充てるものです。

その3つ下、10文化生活部収入は、主に国民文化祭の開催準備のために必要な経費の一部を、高知県実行委員会を通じて文化庁から受け入れるものです。

2 ページをお願いします。右側の説明欄の2 よさこい高知文化祭開催事業費のうち、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金は、令和8年度の大会開催に向けた取組に要する経費を負担金として、知事が会長を務める実行委員会に支出するものです。なお、知事が代表である団体への負担金であることから、双方代理による契約を有効なものとするため、議会から事前承諾を頂こうとするものです。

次の事務費は、大会の広報活動や関係機関等との協議のための旅費や、当課執務室の借り上げ等に要する経費となっております。

次に4ページを御覧ください。よさこい高知文化祭2026の開催に向けた取組について御説明します。

1 開・閉会式等の欄を御覧ください。まず、開・閉会式関係ですが、慣例ですと、天皇皇后両陛下の御臨席を賜ります開会式を10月25日に春野総合運動公園体育館において、また、閉会式を12月6日に新来島高知重工ホールにおいて実施します。

次にその下、県として様々な文化の発信、文化の情報発信を行います地域文化発信事業欄を御覧ください。

(1) 国民文化祭事業ですが、これまで本県の文化に触れることが少なかった県内外の方々に、伝統芸能や漫画文化といった様々な高知の文化に触れていただき、文化芸術に興味を持っていただく、あるいは魅力を再認識していただけるよう、文化に関するイベントを開催します。

(2) 全国障害者芸術・文化祭事業ですが、障害の有無にかかわらず、多様な人々が文化芸術活動を通じて交流することで、喜びを分かち合い、感動を共有するなど、相互理解がより一層進むことを目指しまして、各種プログラムを実施します。

次に、2 広報活動欄を御覧ください。県民が一体となった大会の実現に向け、広報活動を強化し、大会の認知度向上と県内外における機運の醸成を図ってまいります。具体的には、広報大使を活用したPRやプレイベントの開催、メディア等を通じた情報発信、大会のPRグッズの製作などにより、広く周知を図ってまいります。

次に、3 市町村等への支援欄を御覧ください。大会においては市町村等も事業の実施主体になっていただくことから、助成制度を設けることとしています。市町村等が実施する文化芸術や民俗芸能などの事業に対し支援することにより、地域の活性化や県内外からの誘客による交流人口の拡大を促進します。

最後に4 その他欄を御覧ください。大会の期間中は多くの方々の来県が見込まれます。このため、来県する方々の交通手段や宿泊施設等の円滑な手配のため、トラベルセンターを設置して支援してまいります。トラベルセンターは既に開設済みでして、令和8年度分の必要経費を計上しております。トラベルセンターでは、県外の方々の来県のタイミングを生かしまして、高知の魅力を伝え、高知ファンになっていただけるよう、どっぷり高知旅キャンペーンとも連動させ、観光情報の発信、提供を行ってまいります。

以上でよさこい高知文化祭課説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎明神委員 イメージが湧かないんですけれども、屋外でやるのは春野総合運動公園に県下から集まって日を決めて開催すると。屋内でやるのはオレンジホールで日を決めて開催

するということですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 春野のほうは、開会式を体育館でやるんですけれども、これ10月25日と、日を決めておりまして、まず開会式をやりまして、会期の最後が12月6日、これが県民文化オレンジホールでして、その期間43日間、県や市町村が考えた事業を一円にやっていく状況です。

◎明神委員 それぞれの市町村でイベントをやるわけですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 市町村も実施主体になっておりますので、大体土日が多いですけれども、全市町村でやっていただきます。

◎横山委員 全体像というか、マップみたいなやつは、いつ頃できるんですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 今年度、概要版を作っておりまして、既に配布しております。正式な詳細なガイドブックを今年夏頃作りまして、各所に配布する予定です。

◎横山委員 ぜひ全体がイメージできるようなやつを、早く皆さんの手元に届くようにしてあげると、いろんな経済波及効果や、文化の振興につながると思うんでよろしく願います。

◎竹内副委員長 国内最大級の文化のイベントですけれども、今、明神委員からも横山委員からもありましたけれど、これが終わった後、目的のところに書かれておりますけれども、中山間地域の伝統文化の再興や、障害者とのつながりの契機とすると。中山間の全てのところの伝統の踊りを継承していくことは、なかなか難しいかなと思いますので、具体的にどういう地域を、レガシーじゃないですけれども、どのようなことの準備が進めているのかお聞きしたいと思います。

◎松本よさこい高知文化祭課長 これは知事も従前から申しておりますが、伝統芸能の再興、継承は、1丁目1番地で大会に向けて考えておりまして、県レベルでは、県もやる文化の総合プログラムですけれども、主に中央公園、あと西部、東部の県内3か所で各地の伝統芸能を披露する場を設けたいと考えております。市町村レベルでも16市町村、27事業でそれぞれ伝統芸能をやるようになっておりますので、そういった伝統芸能を、県外から多くの方いらっしゃいますので、多くの方に見てもらって、機運を盛り上げていきたいと考えております。

◎竹内副委員長 これを契機に地域の伝統文化、例えば神楽でありますとか、そういったものを、非常に人口減少の中で廃っておるけれども、それを再興、継続できるような持続性を高めるような活動のある意味スキームをつくっていくことも、これに入っていると受け止めて構わないのですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 継承スキームといいますと主な所管は歴史文化財課になりますけれども、大会の担当する我々としましては、そういった事業を披露する場といいたまじょうか、多くの方に見てもらって、こんな伝統文化が、各地こんな地域にあるんだと

いうことを認識していただいて、令和9年度以降につなげていきたいと考えております。各市町村によっては、実行委員会みたいな、文化祭を考える場、組織を設けているところもありますので、伝統芸能であつたり文化芸術の令和9年度以降の展開を考えてもらえるきっかけにしていいただければと考えております。

◎樋口委員 予算が5億円くらいですが、割り振りは他県の過去のケースに合わせているんですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 大体同等の額と考えております。

◎樋口委員 それにしても、この機運醸成事業は7,799万円、結構大きいですね。本体の市町村への支援の半分以上あるんですけれど、こんなに7,799万円も使って何をするんですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 こちらは資料に書いていますとおり、広報大使、今6名ほどお願いしていますけれども、そういった活動費ですとか、あと町なかジャックということで、大会が近づきましたら、ラッピングバスであつたり、いろんな広告を一気に出したいと思っております。額が大きくなっておりますけれども、プレイベントなど様々な機運醸成のための予算をお願いしているところです。

◎樋口委員 他県の例から見ても、大体それは分かる。それにしてもこんなに多いお金が有効に使われると思っていますか。私だったら、本体にもっと金を入れるべきじゃないかと思うけれど。

◎松本よさこい高知文化祭課長 文化祭を知っていただかないと、いろんな伝統芸能しかり、いろんな芸術は見えていただけないですので、まずはしっかり広報をして呼び込んで、令和9年以降の展開につなげていきたいということで、割と潤沢に広報を計上しています。

◎はた委員 市町村への支援を通じて文化の発信を行って、2026の文化祭を成功させるということで大事な予算だなと私は思うんですけれども、全市町村に文化芸能を開催してもらうことと、それによって誘客を図っていこうということなんですが、高知駅前の舞台ではよく、よさこい踊りを定期的に開催されています。あそこがすごく観光客、外国人の方もすごく集まる拠点で、中央公園よりもあそこが観光客誘客のスポットの一つだと思うんです。34市町村の伝統文化芸能があそこで回転していくというか、この次はこの地域、この次はこの地域と、県民も観光客もあそこをサテライト的に使うことで、34か所の各地域ともつながるし、大会当日にも機運を高めていけるスポットに駅前になるんじゃないかと思うんです。各市町村がばらばら、もちろん各地域がやるということと併せて、サテライト的に一番人が来る場所、ファンを増やせるチャンスの場所をどう活用するかがすごい大事なかなと思うんですが、サテライト的な場所も構えていく考え方はどうでしょうか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 現在、サテライト的には場所の位置づけはしておりますが、委員おっしゃるように駅前、大変多くのお客様が、陸の玄関口と言われているの

で、こうち旅広場といいますけれども、観光コンベンション協会が所管しております。土日はよさこいもやっていますし、大会期間中もよさこいをやってくれると思います。秋口ですので、地域のお祭りもありまして、全ての市町村、団体が来られるとは限りませんが、連携しながら、そういった伝統芸能をできるだけ披露できるように協議してみたいと思います。

◎はた委員 人口の半分が高知市に集中していますし、周辺地域にファンを増やすと、伝統芸能のファンを隅々まで県民の中に増やしていく意味でもすごくいい場所だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

◎岡田（芳）委員 知事が代表を務める実行委員会で進めるということで、事務方はもちろん担当課になると思うんですけれども、そこでスケジュールが決まって、それを広報することになるのでしょうか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 実行委員会の下に総会がありまして、また一方で企画委員会と作業部会もあります。作業部会で具体の事業も検討し日程を決めまして、親会である総会に諮って決めていくということで、マスタープラン、実施計画は既に策定済みでして、さらにしっかり広報していきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 その実行委員のメンバーの選定は、どんな形なんですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 既に官民協働の形で106名の委員になってもらっておりまして、その中には34市町村長も入っていただいておりますし、文化芸術団体、障害者団体、社会福祉協議会の方ですとか、多く入っております、これは県で一定、当初設立のときに案を示しまして、県庁で決めた状況です。

◎岡田（芳）委員 106名というかなりの人数ですので、なかなかそれを全体でやるのは大変だと思うし、専門的に分けて、上に上げていく形を取られるという理解でいいですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 そうです。

◎岡田（芳）委員 そういう中で様々な分野もありますし、地域の特色もありますので、どこもが輝くように、ぜひ実行委員会の中でも、また事務方としても皆さんに頑張ってもらいたいと思います。

◎横山委員 先ほど竹内副委員長も言われたし、樋口委員もかなりの予算を持ってと言われて、何をもってこの大会を成功とするのかは、やはりあるのかなと思うんです。文化的な、ある意味見えない面でもあるけれども、先ほど最後に言ったトラベルセンターの関係でいくと、どっぷり高知旅キャンペーンと連動するということなので、どれほど人が来てくれたか、会場にどれだけ来てくれたかという数値的な目標は定められているんですか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 マスタープラン、実施計画は策定済みですが、そこに総参加者数、参加者100万人と明記させてもらっております。

◎横山委員 それは過去の国民文化祭と照らし合わせて、どれぐらいの数字になります。

◎松本よさこい高知文化祭課長 令和7年度に実施しました長崎県は目標190万人のところ、結果は223万人と聞いておりますし、その前の岐阜県は260万人程度、かなり多くの方がいらっしゃっていると。200万人までいきませんが、それに追いつき追い越せ頑張っていきたいと考えております。

◎横山委員 高知県は遠方なんで100万人みたいな感じですか。そこの数字の算定根拠は。

◎松本よさこい高知文化祭課長 実際、先催県の数字を見ますと、大体、国民文化祭に参加している方が県内の方が多くて、9割程度が県内の方ですので、高知県人口に見合った算定の方法で100万人と設定しております。

◎横山委員 県内が多い、9割のところを、高知県がどっぷり高知旅キャンペーンと連動させて、少しでも目標を上回っていくことが本当に大事な事かなと今感じたんで、ぜひ観光振興スポーツ部とも連携していただいて、その目標を上回っていくような大会の成功に導いていただきたいと思います。

◎下村委員長 私に関連で。せっかく国民文化祭ということで、今お話あったように県内中心の人たちが集まるとのことなんですけれど、せっかくこれをやるのであれば、高知県の隅々にこういう文化があるよというの全国的にきちんと伝えていただきたいですし、できるならば、海外でもこういう高知県の文化に興味を持ってもらえるような何らかの仕掛けなり、もっと裾野が広がっていくような部分も私は必要じゃないかなと思うんです。その辺り何らかの仕掛けなり考えている部分あれば、ぜひ教えていただきたいです。

◎松本よさこい高知文化祭課長 おっしゃるように県外から多くのお客様にいらっしゃってほしい考えは同じでして、県外のアナタショップや、あるいは県人会といったPRなどを積極的にやっていきたいと思っておりますし、海外はかなりの国がありまして、どこを狙うかはありますけれども、今考えておるのはやはり台湾です。チャーター便もありますし、今の予定では台南市で会期中踏まえた、入ったイベントをやると聞いておりますので、そこで大会のPRもして、県に来てもらうように努力していきたいと考えております。

◎下村委員長 ぜひ、今お話あったとおりで、今こうやって海外とつながっているところが結構ありますので、その意味ではそういったところに、ぜひ高知はこういうことをやるんで、よろしければぜひ来ていただきたいというアピールをどんどんやってもらいたいですし、今後につながるような政策を打っていただきたいと思います。

◎明神委員 今回の一般質問で、観光振興スポーツ部長に質問したわけです。いわゆる各市町村の公式のインターネットにデータ上いろんな情報が乏しいということで、よさこい高知文化祭を契機に日本に来てもらう、それで各地のいろいろな観光地にも足を運んでもらうということで質問させていただきました。このよさこい高知文化祭も、インターネットに載せたら、それを見てから来るわけですから、遅れないように早めにデータをインター

ネットに載せちゃってください。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、よさこい高知文化祭課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については16日月曜日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、以降の日程につきましては、16日月曜日の午前10時から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(16時4分閉会)